

平成23年12月第3回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成23年12月10日第3回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 鈴木高行
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 島田金一	16番 鞠子幸則
17番 佐藤実	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	阿 部 清 茂
産業観光課長		都市建設課長	古 積 敏 男
兼わたり温泉鳥の海所長	東 常 太 郎	会計管理者	齋 藤 良 一
上下水道課長	作 間 行 雄	会計課長	齋 藤 功
教育長	岩 城 敏 夫	監査委員	佐々木 利 久
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	
農業委員会事務局長	酒 井 庄 市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	事務局班長	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 追加議案の説明

日程第4 議案第74号 互理町震災復興計画について

午前8時59分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡をいたします。本日の会議は、広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 百井いと子議員、8番 鈴木高行議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。町長から追加議案4件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番 佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、3点について質問をいたします。

まず第1点目は、水害対策についてであります。

町内で台風・大雨時に洪水になる地域がありますが、何カ所くらいありますか。

水害を予防するための対策は、どのようになされていますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

町では、現在のところ神宮寺の鍋倉川でございます。これについては、下流部から工事を進めており、現在国道6号線までの工事について行っておるわけでございます。この鍋倉川の交差部、6号線との交差部については、今国土交通省といろいろと協議をしております。その際に、ぜひ右折レーン等を整備していただくように要請をしておりますけれども、果たしてどのようになるかわかりませんが、そういう対応をしておるということでございます。

さらには、ご案内のとおり役場北の愛宕沢、通称皆さんもご案内のとおりゾウゼン沢と言われておりますけれども、これも下流から上流にかけて旧県道であります道路に下水路管を入れまして、この15号台風におきましても溢水しなかったということで、これらについても安心をいたしておるところでございます。

これからも、やはりこれらの雨水そのものについての洪水については、積極的に公共下水道事業やあるいは都市計画水路の整備を行い、その結果ただいま申し上げたとおり冠水区域の減少につながっておるということでございます。しかし、小さな水路で溢水する場所もあるわけでございます。これらについても、逐次改善をしまいたいと思っておりますのでございます。

また、台風や大雨によるところの洪水の際には、毎回消防団の協力のもとに土のう積みとかあるいはポンプでのくみ上げ等を行い、被害を最小限に食いとめるよう努めておりますが、今後も災害時の体制づくりや訓練を重ねながら、この冠水あるいは洪水に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私は、9月21日の台風15号により洪水したところを見て回りました。いろいろな原因があると思われまますが、神宮寺の鍋倉川や鹿島川などは、用水路の下をくぐって流れるようになっているサイホン式の水路になっておりますけれども、そのサイホンの下の部分にごみが流れてつまったり、また土砂がたまったりということで、水があふれ出しているように思われます。

この点、サイホン式水路について町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この用水と鍋倉川のサイホン、その部分については用水そのものが下を歩いていけばいいんですけども、上を歩いて水路そのものについては下を歩いていきます。逆の方法で、国の方の国営事業で今から40年ほど前に工事を施工したわけでございます。そういう中で、やはり洪水地域につきましてはやはりあの交差部の水路が溢水する、あるいは上からの土砂、そして流木等がたまるということで、ちょっとした大雨の場合についてもやはり担当職員が行って、あるいは消防団の力を借りながら対応しておるということでございましたので、先ほど申し上げたとおり下流の方向から改修・改良するということでございます。

しかし、その交差部の水路と用水の部分についての対応については、これから工事そのものについては農水省で施工した工事でございます。これらについても今後関係機関と協議を進めながら、この雨水対策について対応してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町の第4次総合発展計画の中には、「雨水浸水防止対策として、公共下水道事業の推進、既存水路や調整池の整備、荒浜地区排水対策の充実等を図ります」と書いてあります。ぜひ、既存水路の整備の中で、大雨のたびに水があふれ出すサイホン式の水路の改善を計画に入れるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

そして、サイホン式の水路は町に何カ所ありますか。その状況はどうなっていますでしょうか。それもあわせてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その総合発展計画の雨水、あるいは水路の改修、それらについては今後いろいろな機会に、この水路そのものについては町でなくあくまでも国営事業でやった工事でございます。しかし、今おっしゃったとおり最近大雨が年に1回あるいは2回等と来ますので、その部分に入った時点におきまして事前協議をしながら、関係機関と調整をしながら進めてまいりたいと思います。

箇所については、現在のところあの用水そのもの、あの1カ所かなと今思っているんですけども、その上流部と下の方のサイホンとの逆勾配になっている内容に

については、現時点では鍋倉川かなと思っておりますけれども、ほかにはちょっと見受けられないと思っております。

これらについて、さらに調査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 用水路のサイホンの部分は、鹿島川にもそのサイホンでいつも水のあふれるところがあります。あと椿山の登り口のところも、この間すごく水がいっぱいになったところがあります。いろいろなところで水がたまっているのは、サイホンによって川の水の流れが悪くなっているような状況にあると私は見ておりますけれども、これは違いますかね。どうなのでしょう。結構ごみがたまって、そしてサイホンですので下の部分に本当に水の流れる部分かすごく少なくなっていますので、それでもって本当にいつもあふれているというような、そういう状況にあると思います。ぜひ、このサイホン式の水路について、地域の防災計画の中にきちっと入れて、町民の生活の安全の確保を推進していただきたいと思いますが、これは先ほど言いました国との話し合いになると思いますけれども、やっぱり町民の安全な生活を考えた上で、早急にこれも対応していかなければならないことかなと思いますけれども、この点についても一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） サイホンについては、やはり関係機関と調整を進めながら考えていくと。その中で、今お話しのとおり椿山の交差部、どうしても飲み込めなかったということで、冠水したわけでございます。状況を見ますと、大きいですがあるんですけど、そこに枯れ草とか木の葉がたまって飲み込みが少なかったということで、撤去したことによって水はけがよくなったということ。やはり管理部も必要、そして常日ごろからますの周辺のごみの清掃活動もしておかないと、今言われたような内容になるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、そのサイホンと水路等との関連については、今後関係機関と調整を図ってみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） よろしくお願いたします。

では、2点目に入ります。放射線についてであります。

小さい子どもさんのいる親御さんは、放射線に対して不安を持っております。本町では、毎日30箇所放射線を測定して、FMあおぞらや町のホームページ等を使って公表しております。子どもさんをお持ちのお母さんは、自分の家の庭では放射線はどれくらいなのかわからないので、子どもを庭で遊ばせることが不安だと言っております。ぜひ、町で放射線の測定器の貸し出しや出前で測定をして、安心を提供してはかがかと思えますけれども、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 放射線に関する相談については、ご案内のとおりテレビや新聞等の報道で連日町民の皆様から不安の声をいただいております。そういう中で、測定結果や簡単なご質問については、その都度相談窓口であります総務課の安全対策班で回答しておりますところでございます。専門的な相談につきましては、宮城県や国の機関を紹介しておりますところでございます。

ご案内のとおり、宮城県では福島第一原子力発電所事故に関する相談窓口、そして国においては文部科学省や放射線医学総合研究所そして、原子力安全保安院で相談窓口を開設しておりますところでございます。そういう中で、町のホームページでもお知らせをしておりますので、ご利用いただけるようご案内を申し上げます。

また、放射線測定器の貸し出しについてですが、機器の数が不足しているため現在のところ貸し出しを行っていない状況にあります。そういう中で、本町の測定器は宮城県から1台、日本科学技術振興財団から17台を借用し、18台の測定器で小学校、中学校の10校に各1台、そして保育所、児童館に5台を配置し、残りの3台を町内15カ所の測定用に使用している現状であります。

なお、町内放射線量の測定については、緊急雇用事業を活用し、臨時職員2名を雇用して土曜日曜を除く毎日測定をしております。測定場所については、先ほど申し上げたとおり小中学校の校庭及び保育所・児童館の円庭のほかに、町で管理しております公園や駅前広場、地区の公会堂などで測定を行っており、ほぼ町内全地域を網羅している状況であります。また、測定した放射線量の結果については毎日ホームページに掲載するとともに、災害FMあおぞらについては午前8時から午後6時までの2時間おきに6回放送しております。

このような状況を踏まえ、町民の皆様からの貸し出しの要望もございしますが、台数が不足していること、そして精密機械であり、さらに借用物であることなどから

現在のところ貸し出しは実施しておりませんが、今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今町では、18台放射線測定器があるということですがけれども、今いろいろな町や市のホームページを見てみますと、新潟県の見附市は大分福島県から離れているところがございますけれども、市民に簡易型放射線測定器の貸し出しを始めた。身近な場所の放射線の量を把握して、安心した生活を送ってもらうため、市で持っているという、そういうことです。そして、この市は25台のうち21台を小中学校・保育園に配布して貸し出しをしておりますけれども、残りは市民の依頼を受けて民家や農地など、空間放射線量を調べる無料の出前式測定を始めたということが掲載されてありました。

本町でも、安心して生活ができるよう、この放射線測定器の貸し出しや出前での測定を始めることが大事なことかなと思います。小さいお子さんのいるお母さんは、いろいろなところのホームページ、それからFMあおぞらで毎日0.08とか0.09とかという、そういう報告をしておりますけれども、自分の家の庭は自分の家の野菜はという、そういう思いで不安を抱えておりますので、放射線測定器はそんなにはつきり言って高いものではありません。野菜の放射線の量を測定器は何か100万円以上するような話は聞いておりますけれども、町でぜひ借り物でなくて、自分の町で自分の町民を守るためにぜひ何台か購入して、そして貸し出しを実施すべきだと考えておりますけれども、その点もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今新潟県の事例を公表されたわけがございますけれども、町民の安全・安心を守るために測定器の貸し出しということでございますけれども、果たして測定器そのものを購入して貸し出しする場合について、あるいは個人個人が測定する場合の技術的な問題、それでお互いに隣と隣との放射線量をはかったら全然違ったとか、いろいろスポット、スポットによってもいろいろ放射線量が違うわけがございますけれども、ご案内のとおり国の方、あるいは県の方で発表しております嚴重な調査区域には亙理町が入っていないということは、十分議会の方々、町民の方々もご理解いただいておりますけれども、そういう要望されて、さらに町の方で貸し出しする場合において、どのくらいの台数が必要か。それで果たして混乱され

ても困るなという感じもいたしております。

それについては、やはりそれらの事実、それらのポイント、ポイント、時間的な問題、そして測定値の使い方の問題等々もあります。これらについて先ほど言ったとおり今後検討、それらの内容、果たして何台、そして地域についての台数の問題、その場合の測定のあり方、それらの講習会等々も必要かなと思っておるところでございます。これらについても、今後検討させていただきたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に目に見えない放射線であります。きょうも粉ミルクに放射線が検出されたという、そういう記事が載っておりましたけれども、3月11日から9カ月を間もなく迎えようとしておりますけれども、依然として放射線の問題は全然安心できるような、解決に向かうような状況ではありません。やっぱり、町民の方が不安を持っていることに対して自分の目で確かめる、きょうもテレビで朝やっておりますけれども、お米をはかるのに今まで食べていたお米が本当にはかるときもすごく心配だと、はかって高かったらどうしようというような、そういう思いで測定に来ましたという、そういうテレビの内容でございましたけれども、自分で行って自分で確かめる、そして安心をする場合もありますし、また心配になることもあるかもしれませんけれども、やっぱりそれは大事なことだと思います。自分の生活、自分の健康、自分の子どものこれからのことを考えれば、やっぱりしっかりと行政でそういう安全な対策についてきちっとサービスをしていくということが、私は大事なことだと思います。

白石市では、放射線汚染の不安解消と風評被害の防止を図るために、市内で生産された自家用農作物の食品を対象に、無料で放射性物質濃度の測定を始めております。測定器は消費者庁の貸出品で、来年1月に市が独自にもう1台購入すると言っております。白石市は、11月1日に対策室を設置して以来「干し柿は食べられますか」など、食品に関する問い合わせが100件近く寄せられていると言っております。あわせて、空間放射線量の測定器も無料で市民に貸し出しています。本町も本当に町民の不安、あと風評被害の防止のためにも測定器の貸し出しをすぐにでも始める必要があると考えますが、もう1度お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらの内容については、やはり指導機関である国、あるいは県、そして町が一体となって、これらの放射線そのものについては対応しなければならぬということは十分承知をしております。そういうことで、今後検討を加えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） やっぱり、町民の皆さんはすべて不安なことがいっぱいあるんです。例えば「学校給食は大丈夫ですか」「通学路などの測定はしていますか」と、もう本当に一つ一つ、細々と心配していらっしゃいます。そういうことにやっぱりどのように行政は対応していくかと、私はこれが大事な姿勢なのかなと思います。自分の家の庭の放射線の測定も知りたい、そして通学路も知りたい、そして学校給食の食べ物の放射線の量も知りたいという、それは危険地域から離れているとかそういうことでなくて、やっぱりこれは町としてしっかりと安心を提供していくという、そういう姿勢が私は求められていると思いますけれども、検討していくという今町長のご答弁をいただきましたけれども、検討すると言ってもう9カ月に間もなくなりますけれども、私は1日も早く、少しでも町民の不安を解消してあげるべきだと考えておりますけれども、この検討する部分でいつまで、もしできればはっきりと言っていたいただければと思いますけれども、ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今佐藤アヤ議員さんから言われた通学路の内容についても、検査をしております。また、給食センターの食材そのものについても、十分対応しておるということでございます。そして、貸し出しの放射線放射線測定器そのものについては、やはり先ほども言ったように国、県、そして町が一体となって対応しなければならないと思っています。それについても前向きに検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） ぜひ早期にきちっと決めていただきたいと思っております。この放射線問題は、多分長期にわたることになると思っておりますので、やっぱりその町の姿勢、いろいろなホームページで見えておりますと、ところはもう早々にその対応をされております。離れているところ、「随分離れているのに、こういうこともやっているのかな」というような、そういう市・町もあります。私たちは、本当に福島はすぐ近く

にあります。ですので、町民の不安はなかなか収まることはないと思いますので、ぜひ自分の目で見て安心してもらえるような、そういうきちんとした対応をよろしくお願いいたします。

それでは、3番目に入ります。仮設住宅の環境整備についてであります。

仮設店舗のオープンが当初は11月の予定が、大分おくれております。商売をされている方々は、年末年始が1年のうちでも一番活気があり、元気になります。何とかテント等を活用しながら、仕事ができるように支援をしてはと考えますが、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在仮設店舗等については、3カ所に工事を進めております。まずもって荒浜の築港地区、漁業協同組合の西側の交差部に4区画、そして御狩屋地区ということで、荒浜駐在所の向かい側というか隣に7区画、そして亘理ではご案内のとおり公共ゾーンの東郷地区に29区画、合わせまして40区画現在整備をしておるところでございます。

この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、通称中小機構と言われておりますけれども、これらの支援をいただき建設を進めておるところでございます。そういう中で新御狩屋地区、ただいま言った駐在所の向かいにつきましては、11月25日に完成をし、28日に町に引き渡しをされ、各事業所の皆様に入居していただいております。築港地区につきましては12月15日、来週ですね、完成引き渡しの予定となっております。

また、公共ゾーンの東郷地区につきましては、東日本大震災で被災した自動車の仮置場ということで、あの仮置場には1,600台の車がストックヤードということでストックしておったわけでございます。その車の所有者本人の意思確認、あるいは所有者がわからないものについてはご案内のとおり3カ月の公告期間を待ってから処分となるということから、工事着手がおくれたということをご理解願いたいと思っております。この公共ゾーンそのものについては、1月ころに完成予定ということで、目指しておるところでございます。

ご質問のテント等を活用しながらの支援については、公共ゾーンに設置しております3棟の大型テントの活用が考えられますが、現在1棟は消防団の消防自動車の車庫として利用しており、残りの2棟については今後の利用が決まっていることな

どから、現時点ではあのテントは活用できず、現在のところも習得物ということでいろいろ写真等を、一昨日私現場に行ったんですが、まだ今整理していながら、そして写真を撮りながら、それをインターネットというか1枚のテープにしなから、それを発信して確認し、早く処理をしていただきたいということで、その拾得物そのものが満載になっているようでございます。それらについても、早く遺族というか関係の方々に手渡しをしたいということで、きれいな方法で管理運営をしておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 初めの予定より2カ月以上おくれたのは、被災した車の移動、ストックヤードですか、に時間がかかったということだと思いますが、これは役場の職員の方はわかっていたのではないのでしょうか。3カ月を待たないと撤去ができないということを考えれば、どうして11月って言ったのか、これが私は不思議で仕方ありません。11月に仮設店舗に入れると期待をして準備を進めていた方々は、大変にショックを受けております。

今、大型テントはいろいろな部分に使われていて、なかなか活用することができないと言っておりましたけれども、拾得物はたしか11月で終わって、間もなく片づけに入るのかなと思っておりますけれども、私は商売をしていらっしゃる方は1日売り上げの中からもうけを取って、そして生活している、1日何ぼの本当に大変厳しい生活をしていらっしゃると思います。そういう方に対して、年末年始商売していらっしゃる方、私も店屋の娘だったものですから、年末年始は本当に活気があって一番売れるときです。そういうときを逃して、1月に仮設店舗ができるといっても、お客さんは入りますかね。私は一番お客さんが入るときにぜひ仮設店舗を、1月まで間に合わないのであれば何かの形で商売ができるような、そういう支援をしてやれたらなと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 1問目でお答えしたとおり、そういう事情によりましておくれたことは、本当に申しわけなく思っております。そういう中で一昨日行って、現場の方々にぜひ工期以前に早く、できるだけ1日も早く工事完成をし、仮設店舗の開店を待ち焦がれておるといこともお話しをしておるところでございますので、その点で進めてまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 1日も早くという、そういう町長のご答弁でしたけれども、はっきりと間違いなく何月何日までにはできるという、そういうご答弁がほしいと私は思っておりますけれども、そういう部分ではっきり答えることができますでしょうか。もう11月をずっと流して2カ月、商売にとって一番大事な時期を商売することができないですので、ぜひ「1月の15日までにはできます」とか、「1月の何日までにはできます」という、そういうご答弁をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 工事の内容を見ていきますと、住宅用の仮設と違うような構造になっているわけがございます。ということは、コンクリートの基礎面、そしてベタ基礎ということで結構厚い基礎、何十センチメートルという基礎になっている。その場合に、そのコンクリートの固まりによって期間も定まっているわけがございます。すぐコンクリートが固まらないうちに、上屋とか建てるわけにはいかないということも十分に承知しているわけがございます。そういう中で今回の東郷地区の仮設店舗につきましては、やはり商売はもちろんでございますけれども、公共ゾーンに入居している方々の利便性も兼ねた商売ということでございますので、その点については「1月15日まで云々」ということでなくて、やはり1日も早く開店できるように、請負業者に対して叱咤激励をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） ちょっと日にちを言うことは難しいというご答弁でしたけれども、間違いなく1月中には入れますか。その点だけご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ということは、実際の工事そのものの現場を見てみますと、やはり資材の不足の分、あるいは働く方々の人員というか、人が少ないというのも現実のようでございます。そういうことから、ここでは1月末まで完全にということは、やはり相手方、請負業者さん、あるいは中小機構との関係もございまして、できるだけ早くやりたいということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 1月が2月になったら、それこそ大変だと思いますけれども、ぜひ1月中には店舗が開店できますように、よろしくお願いいたします。

では、（2）の方に入らせていただきます。仮設住宅の中にゲートボール場をつくってはとありますが、この点について伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 仮設住宅そのものについては、町内で5カ所設置させていただいたわけですが、やはりこの仮設住宅に入っている方々の駐車場の確保、まずもって最初は1台ずつということで対応したわけですが、やはり家庭によっては3台、4台あるということから、いろいろ工夫を凝らしながら駐車場の確保については一定のめどはついたのではなかろうかということで考えておるわけですが。

そういう中で、この5カ所のうち宮前については向かい側の小学校のゲートボール場、あるいは館南、旧館の仮設住宅については運動場の確保は現実的には困難であるということですが、しかし、既存のゲートボール場などを利用しながら対応していただければなと思っております。やはり、最初には仮設住宅入居者の駐車場の確保、その場合について駐車場の確保はしておりますけれども、私もあるいは副町長も1週間に一遍ずつ巡回して回っているわけですが、この駐車場そのものについても駐車場に与えられたスペースでなく、自分の近くの通路の部分にも駐車している台数もふえているようでございます。そういう中で、やはり新たにゲートボール場をつくる場合についても、その車との安全確保のことも大事なかなと思っておりますので、これらについても今後やはり老人あるいは健康管理上からいってもゲートボール、あるいはそれらの運動そのものについては必要かなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今町長がおっしゃいましたが、宮前仮設のそばのゲートボール場で本当に寒い中元気にゲートボールを楽しんでいるおばあちゃんがいらっしゃいました。そのおばあちゃんは、「みんなで集まってゲートボールをしているときが一番楽しい」と語っておりました。また、鷲屋のゲートボール場には、公共ゾーンから通ってゲートボールをしている方がいらっしゃいました。仮設に入居されている方で、今までいろいろなところでゲートボールを楽しんでいらしたおじいちゃ

ん、おばあちゃんはたくさんいらっしゃいます。私は、仮設住宅の中で何とかゲートボールができるスペースをつくっていただいて、そのおじいちゃん、おばあちゃんがみんな集まって楽しくできる、そういう環境整備が必要かと思えますけれども、この点についてもう一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの5カ所の仮設住宅の中でも、中央工業団地西側に空き地があるわけがございます。これらについては、グラウンドゴルフということでの利用もしておるようでございます。しかし、地盤があのように土でございます。一雨降ると、なかなかその次の日は使えないというような状況でございます。それらもあわせながら、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 河北新聞に載っておりました。仙台市の若林区の荒井小用地の仮設住宅で多目的広場の中にショートテニス用コートをつくって、住民の方が参加して楽しくテニスをしているというふうに載っておりました。現在のところ、仮設の入居は2年間ということでございますけれども、体を動かしながらコミュニケーションを図れると私は考えます。お年寄りの方がいつまでも元気で長生きしていただけるように、楽しんでもらえる環境整備はきちっとこれから考えていかなければならないことだと思います。今町長に答弁していただきましたけれども、ぜひできることを探して、ゲートボール場とか運動ができる、そしてみんなが集まって外で楽しく会話ができるような、そういうスペースを考えていくべきだと思いますけれども、もう一度申しわけございません、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容については、担当課と近く調整をしながら検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私の質問は、これで終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。震災後の諸問題について、6点質問

をいたします。

1 点目、現在放射線量を測定していると思いますが、日々の結果を町民に知らせてはどうかということでございます。なお、先ほど同僚議員が放射能のことについて質問されておりましたけれども、私と切り口が違いますので、改めて質問を申し上げます。

仮設住宅の案内所に、実は掲示されているんです、旧館の案内所、時系列的に。ただしそれは中で、私どもはよほどじゃないと見れない。そういうことで再度、放射線量は測定しているわけですが、日々の経過を町民に知らせてはどうかということでございます。これが質問。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 佐藤アヤ議員さんにもお答えいたしたとおり、土曜、日曜を除く町内30カ所で放射線量を測定しておるわけでございます。その結果については、先ほど来お話しホームページ、あるいはFMあおぞらで2時間おきずつ放送しておるということでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） ホームページということでございますが、自宅にそういう機器類がある方、操作できる方がおりますかということで、概算で結構ですから何%くらいありますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのホームページあるいはその機種の手順云々ということでございますけれども、これらについては把握しておりません。そういうことでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） パソコン、インターネット、ホームページ、把握していない。それじゃあ、知らせていることにならないと私は思います。ホームページは、これはパソコンの接続、月五、六千円かかるわけなんですよ、少なくとも。FMあおぞら、四六時中ラジオを聞いている人はいないんですよ。勤め人もしかり、農作業をやっていて、ラジオを1日聞いている人もいません。そういうことで、文章で知らせたらいかがですかということ提起したい。いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 文章でお知らせする場合、毎日なんですか、週に1回ずつなのか、月に1回なのか。その辺の場合に町民全部、被災された以外の方、あるいは仮設の分だけに知らせるのか、その辺についてちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 立場が逆になりましたが、答弁いたします。

これは、村田町役場は月に一遍広報、町報といいますか町政だよりに入れていきます。A 4 版裏表で、そして時系列的に10日ごと、1週間ごとですけれどもやっております。「何々小学校は10日に幾ら」「20日幾ら」「月末幾ら」、そういうことでやっております。そういう資料を、何でしたら後で出しますけれども、放射線量測定結果のお知らせ、村田町災害対策本部、測定結果として、例えば村田町役場の駐車場、それで中長期の放射線グラフがございます。裏面ですが、学校、幼稚園、保育所、児童館。8月29日、1週間後ですかね、9月5日、9月12日、こういうことでしている。これで毎月、このような方法でやれば、勤め人、そうでなくてもいちいちホームページを見ているわけでありません。役場職員は1人1台ずつありますからいつでも見れますけれども、そうはいかない。勤め人は、新聞見るのも忙しくてできません。月に1遍でいいからこうして出せば、そうすると帰ってきてから「そうかな」というふうに私は思いますが、以上答弁にしておきます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 来年の1月号の広報に、1枚の折り込みで今言った30カ所のデータ、あるいは学校等のデータ等について折り込むということでやりたいと思います。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 結構なご答弁をいただきました。

続きまして、この質問は11月25日、今から半月前、2週間ほど前ですけれども、出しております。その後、今日まで放射線に関することが新聞とかテレビ、そういうことで刻々と報道されております。喫緊の課題と私はとらえておるわけですので、放射能、放射線について質問を続けます。

さて、「阿武隈川から海へ500億ベクレル」という新聞記事が載っておりました。岩沼市河口、いわゆる亘理町の河口と言ってもいいわけです。1日524億ベクレルということでございます。

そこで、実は原子炉等規制法、私なりに調べたんですが、海水での濃度基準は、川の水も同じですが150ベクレルであります、1リットル当たり。そうすると、500億ベクレルというのは約3億3,000倍になります。郡山、福島市の放射線量は亶理町の10倍から20倍です。そこで降った雨が海へ、川へ流出してきます。それを魚介類が飲み込みます、あるいは付着をいたします。

そこで、田沢浄水場の水は安全ですか。ご回答の前に、若干申し述べます。9月の議会で田沢浄水場汚泥排出、その中のセシウムは1,600ベクレルとあります。まず、大丈夫ですかね、飲み水にして。逢隈あるいは荒浜の一部に飲料水として行きます。ご答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それらの数値そのものについては、総務課の安全対策を担当しております総務課長の方から答弁いたさせます。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 田沢浄水場の汚泥に関しましては、新聞に掲載のとおりでございます。そういうことから、田沢浄水場の水質に関しましては、山形にあります理研分析センターの方に測定を依頼しております。過日12月5日に採取しまして、その測定結果についてもセシウム134不検出、あとセシウム137も不検出ということで、測定結果では飲料水として問題がないというふうな検査データをいただいております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） さて、逢隈と荒浜の一部に田沢浄水場、そうでないところは七ヶ宿だったと思いますけれども、その12月6日の検出によれば、亶理町の約2倍、0.15ベクレルでございます。これは、大丈夫ですか、これから。雪が降って、その下に汚染された葉っぱがある。それが腐食して、そして雪融けとともに平野を流れて阿武隈川に来る。これから、そういうことが予期されます。いかがですか。大丈夫ですか、どうですかということを聞いています。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） そういうふうな問題もありますので、県の方の担当する原子力安全対策課の放射性物質汚染対策班の方に相談を申し上げました。その指導内容につきましては、阿武隈川の水は下流域で取水されております。議員さんおわかりのと

おり、亘理町を初めとする角田市、岩沼市が水道水として利用されているという現状でございます。週1回、おおむね定期的に水道水の放射能測定を実施しているという現状でございます。

その結果、これまでの最高は5月16日の放射性セシウムが1キログラム当たり1.6ベクレルということで、これは角田市の枝野浄水場になっているというのが一番高い数字でございます。暫定規制値については1キログラム当たり200ベクレル以下ということでございますので、大幅に下回っているというふうな状況であると。そういう中で、8月中旬以降はすべて不検出となっておるという状況でございます。県でも水道水や水産物の測定結果では特段問題はありませんでした。現在環境省において阿武隈も含めた県内河川の水や底質というのは底の土ですね、その測定を実施しているところでございますので、この結果を注視していくとともに、今後継続して水道水や水産物等のモニタリングを適切に実施し、安全を確認してまいりますということで、今後についても環境省でその結果について公表するというお話しをいただいておりますので、今のところ安全ということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 先ほど、今もそうでしたが、飲み水のことをお話ししました。来春水田を除塩するということになります。農業用水が阿武隈川の水であろうというふうに思います。そうすると、除塩したはいいが、セシウムがすき込まれるという懸念が私は非常にあると思います。先ほどのいわゆる魚介類、それで今度は飲み水、そして農業用水。現に、私は知り合いに横須賀、あるいは静岡に米を送ろうといたしました。「大丈夫です」と言ったわけですが、あちらから見ると福島も宮城県もいっしょくたといえますか、なんですね。

そうすると先ほど農業用水、水田の除塩をする、畑もする、イチゴ、水稻、それらがこれからどうなるんだろうと、私は非常に心配しています。町長、この対策が私には見当たらないんですが。町長、何か対案があればお伺いしたい。心配を取り除く対案。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、私どももそういう方向で心配をいたしております。それらについては、やはり国、そして原子力安全関係、そして県等の指導なくしてはで

きないと思っています。しかし、飲み水そのものについては不検出ということになっております。しかし、汚泥そのものについては若干セシウムが高いということでございます。これらについては、やはり週1回ずつの検査を実施しておるわけでございます。そういう中での今度の田畑の除染そのものについても、やはりそれを含めた内容で検討してまいらなければならないと思っています。それについても、やはり国県のリーダーシップに基づきまして、これらについての対応を考えてまいらなければならないと、これについてもやはり先手先手として考えなければならないと思っていますところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長も少しは心配しているというふうには私は理解するわけですが、国県を待つのではなくて、それも一つの手ですが、JAと協議をして、そしてこちらから県国にぶつけるという、そして催促をするという方法、そういう向き方も一つの手かと思うんですが、これらについていかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この原子力の放射線そのものについては、当然要望活動を行っております。特に、先月行われました全国町村会の中でも、この原子力発電による放射線の対応について要望事項ということで取り上げております。そういう中で、やはり全国の町村会だけでなく、地域として福島県はもちろんのこと宮城県、そしてその周辺、亘理町は原子力から約75キロメートルから80キロメートルの近くにありますので、これらについても県にもいち早く要望しておるところでございます。

県の方といたしましても、やはり国に対しましても強く要望活動を行っておるところでございます。これらについても、今後とも国県に対しましても要望活動を展開してまいりたいと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） これは、広報あたりです。8月7日、「放射線に対する正しい理解を」ということで講演がございました。きちんと受けた量を管理することが大切だということ、必要以上に心配することはありませんというコメント、過剰な心配はする必要はありません。こういう講演がございました。これは何だったんだろうという感じがするわけです。講演料も払っているかと思いますが、町長これについてどうでしょう。お答えいただきたい、非常に簡単だ、危なくないということが、ど

うでしょう。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この講演された先生そのもの、これも学者によっていろいろ放射線の考え方の位置づけがあるわけでございますけれども、やはり過剰に反応する必要はないということでの内容の講演会だったと思っております。そういう中で、特にその先生、学者によっていろいろ考え方がありますがけれども、毎年レントゲンをする放射線、あるいは特に放射線をする場合にも一番強いのが造影剤を使って放射検査する場合についてはすごい放射線がかかるので、それらについては十分、特に脳の関係で放射線をする場合、そういうことからやはりその時点、時点によっての考え方、さらには先生方によってもいろいろ取り組み方もまちまちではなかろうかと思っております。

特に、テレビ報道に出る専門家につきましては、なぜか過剰に対応、反応しているような状況に見受けられるということも聞いておるわけでございますけれども、やはりこの放射線そのものは目に見えないということから、これについてもやはり十分なる対応をしていかなければならないと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 二つ目の質問に入ります。

生徒の受験勉強の場所に空き仮設住宅や集会所を提供してはどうですかということで、狭い仮設内での勉強は集中ができない、あるいは家族の方が眠れないという話を聞きます。いかがですか、答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり、仮設住宅の中に子どもさんがいる家庭の中で、やはり勉強する場がないという相談が町の方にも寄せられておるわけでございます。町といたしましても、やはりその場合については集会所を利用して対応しなければならぬという方向で、検討を加えておるわけでございます。

ご案内のとおり、現在仮設住宅には職員3名を配置して対応しておるわけでございます。それらの時間帯については、朝8時から夕方5時までということでございます。そういうことで、それ以降に勉強する子どものためには、やはりできれば保護者、そして仮設住宅に入っている方々の協力をぜひお願いしたいものだなと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 集会所云々とありますが、もう冬休み、すぐ受験勉強前、普通今でもしていなきやいけないんですけども、ぜひ検討というよりも早急にされるよう私から望み、次の質問に入ります。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そのためには、先ほど言ったように保護者、地域の方々のご協力なくしては、やはりただ単に管理だけの部門でなく、小学生であれば勉強をお手伝いをするという方向も必要かなと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 町長の発言、ごもっともだと思います。

次、三つ目に入ります。わたり温泉島の海の復旧・復興に、県からの借入金の返済が11億数千万円あるわけですが、じゃあ修復に要する費用約5億5,000万円とか、それが配分、いわゆる特別交付金として来るのか、それとも補助金があるのかと私は聞いております。これは確認したいわけですが、これは10月23日の商人祭りのセレモニーの場で、亘理郡選出の県会議員が話されましたのを聞いています。それは、セレモニーが済んでから、路上で再度本人に私は確認をいたしました。そのところに、同僚議員がおりまして、かつ役場職員も聞いておりました。事実かどうかをお伺いしたいんです。町長、いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） このわたり温泉の借入金、あるいは返済の関係でございませけれども、今高野議員から申された金額が残高、そして借入額が残っているわけでございます。これらについては、国県に対してもこれらの延期の問題、あるいはこれらに対する資金についての要望活動を展開しております。しかし、現時点ではなかなか難しいという返答をいただいておりますけれども、今後とも努力を重ねてまいりたいということでございませけれども、ただいま県議会議員さんから聞いたということでございませけれども、その後私の方から県議会議員さんの方に、「そういう発言をしたのであれば、ぜひお願いしたい」ということで、私からも県議会の先生にお願いしておるわけでございますけれども、やはりこれは営利目的の事業ということから、なかなか手当をする財政的支援が現在のところ見当たらないわけございま

すけれども、町といたしましても何らかの方法でこれらに向けて努力をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） たしか個々の事業があるわけですが、基本計画ができ、そして実施計画の中で審議をしていくべきだと私は思うんですが、看過できないというところで質問をいたしました。

再度申し上げます。事実ではないということではよろしゅうございますか。温泉の復旧・復興、借金も含めてそのために、そのための金がある。県議員が県知事、そしてそこに町長も同席していたということでございます。仄聞するに、個人演説会でも同様のことを発言されたと伺っております。再度、事実か事実でないかをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の震災のための復旧・復興のためには、国県からの財源がぜひ支援していただかないと復興ができないということで、宮城県議会議員を案内人といたしまして経済団体、すなわち農協さん、漁協さん、土地改良区さん、商工会長さん、そして鳥の海温泉のふれあい市場の理事長であります理事長さん同行のもと知事室と懇談を重ね、そして要望活動の中で特にわたり温泉についての借り入れの問題、返済の問題についても8項目にわたって要望活動を行ったわけでございます。

その際に、県知事の方から「今後、検討してまいりたい」ということではございましたけれども、それらの内容についての文書とか明確な回答がないというのが現時点でございますけれども、町といたしましてはやはり今後ともこの借り入れの問題、わたり温泉の復興に向けての対応をするためには何らかの方法で、国県からの支援をいただきたいということで努力を重ねてまいりたいということでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 簡単にはっきりとくっきりと答弁願いたいんですが、温泉のためにお金が既に決まると、県から来るんだということで、それについてイエスかノーかで結構です。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ノーでございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 四つ目に入ります。

まちづくり協議会が各地区に発足いたしました。事務職員が常駐しております。まちづくり協議会が震災復興にどのように位置づけられるかでございます。まず一つは、これは町当局から独立した機関・組織体であるのか、下部組織・執行組織なのか、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、まちづくり協議会については亶理町では亶理地区、そして逢隈地区、吉田西部・東部、そして荒浜地区ということで、5カ所のまちづくり協議会が設立されておるところでございます。今回の震災後、避難場所が6カ所あったわけでございます。それらについても、まちづくり協議会の方々から各避難所でお手伝いをいただいたわけでございます。本当に助かったというか、あと自主防災組織あるいは婦人防火クラブ、地域の方々からまちづくり協議会を広くした場で、この避難場所の対応をお手伝いいただいたこと、本当に感謝と敬意を申し上げておるところでございます。

そういう中で、ご質問のまちづくり協議会の震災復興に対する位置づけでございますけれども、亶理町震災復興計画の復興基本方針の中に、ご案内のとおり復興の基本的な考え方と基本方針に登載したとおり、「安全・安心」「元気のある亶理町」を目標として復興していくためには、亶理町まちづくり基本条例の理念であります「町民が主役のまちづくり」を基本に復旧・復興に取り組んでいくということで、基本方針の中で位置づけをしておるわけでございます。

そのためには、復興にはやはり行政、そしてまちづくり協議会、あるいは個人を初めとする多様な活動主体と連携をもって進めるべきと現時点で考えております。被災者みずからによる復興「自助」と、行政が主導する「公助」、あるいは地域住民同士が協力して自主的な復興ということで「共助」ということでございますけれども、これらの内容を相互に連携しながら、地域協働のまちづくりの推進を図ってまいるということで、やはりこれらについてはまちづくり協議会そのものの協力をいただきながら復興復旧、そして新生亶理ということでの実現の協力をもらうことによって、位置づけがなされると考えておるわけでございます。

そういうことから、まちづくり協議会の役割等は本当に重要であるということ

考えておるところでございます。これからも、やはりまちづくり協議会と、そしてあるいは町内会、そして地域の方々とお互いに連携、連絡をとりながら、復興復旧に向けて努力を重ねてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 独立した機関かどうかをちょっとお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、協議会そのものについては独立した機関だということでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 五つ目に入ります。被災された吉田・荒浜支所は、それぞれの地区のコミュニティーの重要な場所であります。町が復旧・復興するために、早急に再開すべきと考えますが、再開すると思えますけれども、するならばいつ再開するかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 吉田・荒浜支所そのものについては、津波の被災を受けたのが1階部分ということでございます。使用できない状況になっておるわけでございます。その土砂の管理というか土砂の排除あるいは整備については、やはり支所という公的な書類等があるということから、一般の方は必要なんですけれども、これについては仙南の町村会の職員を頼みました。亘理地方の会長が私であって、仙南の会長が蔵王の町長ということで、やはり重要な書類もあることから、やはり職員のお手伝いを得て書類を整備しながら清掃活動ということで、仙南の町村会の各町村会から2名ほどずつ何日かにわたりまして手伝いをもらって、清掃活動していただいたわけでございます。

そういう中で、いつ再開するのかということでございますけれども、やはり支所業務についてはやはり地域にとっては最も大事な拠点施設と思っております。しかし、現時点では災害査定を受ける状態でございます。その災害査定についても早くこの設計を終えて、そして国による災害査定等を受けながら対応してまいりたいと思っておるところでございます。これらについては、できるだけ荒浜地区の方が早くなろうかと思えます。ことし中に一部、やはり1階でなく2階の部屋を使った対応でできるのかなと思っております。吉田については、若干来年以降になるのでは

なかろうかと思っておりますけれども、やはり荒浜地区、吉田地区の拠点施設ということから、できるだけ早く整備をするということで考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 六つ目に入ります。町への義援金総額は幾らですかという、直近の金額をお伺いしながら、2次配分を正月前までにしてはどうですかということです。

ちょっと、若干申し述べます。12月1日の河北新報によれば、これは11月25日現在、亘理町は1億1,072万円というふうになっております。あれから2週間過ぎになるわけですが、たしか1次配分の金額はトータル5,963万円でございます。9月定例会の際に、2次配分はこの1次配分程度に義援金が到達してからということ、5,963万円、6,000万円近く到達してからということでございますが、11月25日現在は到達しておりません。約1,500万円くらい足りないのかなと思いますが、もう正月です。ささやかでも明るいお正月を迎えていただくために、いわゆる1回配分した金額を待つならばもう3月になるかもしれません。もう、今の時点で思い切って配分されたいかがですかということをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そこで、11月末での義援金の総額でございますけれども、1億1,090万9,000円となっております。第1次配分として給付した人数は3,379人で、金額は6,017万円となったわけでございます。そういう中で、ご質問の2次配分について正月までということでございます。これについて、先日宮城県の方から担当者の方に聞いたところ、配分委員会が12月に行われるということでございますけれども、町に配分されるのが来年になるということのようでございます、どうしても事務処理で。そういうことから、町といたしましては県の配分額を待つことによって来年になると、本当に被災された方々が正月を迎えるためのもち代というかがぜひ必要と思っておりますので、亘理町で義援金をもらった分だけでも制度的な内容を加味しながら、12月に各被災者の方に独自で配分し、県の配分については来年以降に配分する方法ということで担当課ともおととい協議をさせていただきまして、もち代程度になりますけれどもそういう方法で12月に配分することになりました。県の義援金を待つことなくということでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） もち代ということですが、ほかに使ってもいいのかと思います。

さて、そこで一つだけ申し上げます。県から来る金額がわかると一番いいんですけども、来年の。実は一つ提起しておきます。町への寄附金が1億数千万円あると思います。寄附金、義援金じゃなくて寄附金。それらの使い道は、まだ決まっていなと思うんです。当たり前のことです、議会に入っていないから。それらを仮払いしてもというふうなことを提起して、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時25分といたします。休憩。

午前10時16分 休憩

午前10時25分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、15番 島田金一議員、登壇。

〔15番 島田金一君 登壇〕

15番（島田金一君） 15番 島田金一。一般質問します。

まず、1問。被災者の心のケアについて。

第3次補正予算が可決されました。新規に子ども支援センター事業、安全子ども基金、被災者緊急支援事業として地域自殺対策緊急事業ができました。閉じこもりがちになる冬の心理対策を、今から伺います。

1番。児童精神科医の派遣や心のケア研修の実施等による被災した子どもや保護者の支援の考え方を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

震災以降、本町では児童福祉の分野においては、各方面からさまざまなご支援をいただいております。この場をお借りいたしまして、衷心より感謝を申し上げたいと思っております。そういう中での質問でございますけれども、やはり子どもたちあるいは被災された方々にたいしまして、物品あるいは被災した子どもたちに対する心のケアに関する支援等々もいただいております。

ご案内のとおり、今回の未曾有の大震災を目の当たりにした子どもたちの心の傷は、大変大きいものがあつたと痛感をいたしておるところでございます。これまで心のケアに関する支援につきましては、日本ユニセフ協会による被災した児童や保護者、そして保育士へのプレイセラピーですね。すなわち遊戯療法というか遊びですね、遊戯療法と申しますけれども、あるいは研修や児童ケアの先進国でありますイスラエルのNPOなどによるパペット、ぬいぐるみを使用した心のケア研修などを実施していただいたところでございます。

また、11月には県の支援事業を活用させていただき、東北福祉大せんだんホスピタルの児童精神科医による心のケア研修を保育士に対し実施し、これからの保育業務並びに6月から仮設住宅地における集会所等で実施している子育て支援事業に生かしておるところでございます。さらに、厚生労働省におきましては平成23年10月27日に日本子ども家庭総合研修所内に設置された東日本大震災中央子ども支援センターと連携し、協力をいただき、被災地の子どもに対する支援をしっかりと進めるため、同日で東日本大震災の被災地子ども支援室を設置しておるところでございます。

この東日本大震災中央子ども支援センターでは、実情に応じた支援を行うとして、児童精神科医や心理士等の専門家の派遣や、子どもの心のケアに関する研修、講座の企画、さらには保育士や教師等に対するメール相談等々の事業実施が予定されている現状であります。

町といたしましても、これからも定期的に心のケアに関する研修の開催や、派遣をいただいで専門家による心の健康相談の実施、さらには相談機関の情報提供、東日本大震災中央子ども支援センターや各種支援団体、宮城県の協力をいただきながら、被災した子どもたちや保護者の心のケアについて積極的支援をしてみたいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 今、県あたりとかいろいろな団体から心のケアのために派遣業務をやって、着々と実行していると。私が一番心配しているのはよく言われますPTSD、異常体験による不安障害ということが6カ月後以降に出てきます。多分出てくると思うんですが、その中でこういう児童とかあと乳幼児を持つ方、次の2番に若干触れますが母親とかそういうふうな若い人たちが、PTSDによって「もう地元

には帰りたくない。そのシーンが思い浮かぶ」という形の方が相当多く出ていているということを聞いております。今までですと、この予算はほとんど県に集中しておりました。今度3次予算の方から、地域の精神医療という形でその予算が若干流れてくるように思われますので、これから2点目に入りますが、高齢者、障害者、乳幼児の母親に対して今後そういう研修会とか、あといわゆる集会所を利用する、または保育所を利用して精神科医の派遣とか心理カウンセリング、そういう方を派遣する計画はあるのか、ちょっとお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 1問目でも触れましたけれども、やはりこれからは仮設住宅に入っている高齢者あるいは子ども、そして仮設住宅内のコミュニティーが最も、やはりお互いに心を一つにして助け合い精神でこれから2年、あるいは3年、4年という形になろうかと思えます。

そういう中で、ただいまお話しのとおり高齢者、障害者、乳幼児の母親に対しての今後のケアということでございますけれども、これらの内容については町の方としてもいろいろと関係機関と連携をしながら、そして町の保育士、保健師等を使いながらできるだけこの障害者、そして高齢者のための施設めぐりなどを行っておるわけでございます。そういう中で、議員の方々もご案内のとおり、公共ゾーン内の仮設住宅内にサポート拠点施設ということで、間もなく工事着工に入るべく現在作業に向けて取り組んでおるところでございます。この場所については、この町の方の企画調整会議で調整したわけでございますけれども、現在大型のテントがありますね、あの東側にそのサポート拠点施設をつくって、公共ゾーンだけでなくやはり各仮設住宅の方々もこの辺をご利用いただければと思っておるところでございます。

これまでのところ、現在これらの施設運営については亘理町社会福祉協議会と連携を図りながら、やはりこれらの支援をするために7名の生活支援による仮設住宅内での高齢者を主とした見守り、あるいは安否の確認ですね。最も大事なものは安否の確認、やはりいろいろ保健師、あるいは各支援団体が行ってもなかなか玄関口を開けてもらえない場所もあるとも聞いておるわけでございます。それらのケアが最も大事。さらには、やはり町の保健師5名の職員が健康管理、あるいはメンタルヘルスケア活動を展開しておるわけでございますけれども、これらについても充実してまいらなければならないと思っております。さらには、各種の相談所も必要とい

うことで、広報等でもお知らせをしておりますけれども、やはり赤ちゃんが熱を出したときの対処方法、あるいは家族での対応等々、これらについてもいろいろと幼稚園のことで悩んでいるとか、町の方にも連絡があるわけでございます。これらについてもヘルスカウンセラーによるところのやはり無料の電話、健康相談サービスも今月から開始しております。

そういうことから、やはりこの仮設住宅全戸配布で、この仮設住宅電話無料ということで対応し、やはり仮設住宅内での健康管理が最も大事ではなかろうかと思っておりますので、町といたしましては社会福祉協議会、あるいは各種の団体の協力をいただきながら、早めに手を打つべきではなかろうかということで対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 今のサポート拠点施設、これは国の方針も健康生活サポートセンター、今設立で仮称になっていますが、これの考え方と一緒に思います。亘理町は、その点随分進んでいるなど私も感じます。ぜひ、窓口の一本化で健康保健からそういう精神保健まで含めて1カ所でできる、ワンストップでできるというふうな施設もぜひ構築してほしいんですが、その点そういうところまで町長はお考えになっているか、再度質問します。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 3月11日から、あすでちょうど9カ月になるわけでございます。その中で、役場庁舎はこのような状態、そして仮校舎で授業を実施しておるわけでございます。そういう中で、ご案内のとおり町の職員も行政改革ということで5年前から約50名以上の職員減らしを行っておったわけでございますけれども、やはり3月11日の被災によりまして、なかなかマンパワーの機能が、要するに職員が本当に不眠不休でやっていただいております。そういう中で、やはり職員におかれましては健康不安があるようでございます。

そういうことから、これからやはり先日の震災復興会議でお示しし、そしてご了承いただいた計画のスタートラインでございますので、今後はあれを実施するためにはマンパワーが必要かなと思っておりますのでございます。そういう中で、やはり今島田議員さんが言われた専門的な分野ということでの内容でございます。そういう中で、やはり行政改革の中でご案内のとおり保健課と福祉課を一緒にした、企

画課と財政課を企画財政課にしたとか、都市計画課と建設課が一緒になったということでの機能的な内容にしたわけでございますけれども、今回の国の第3次補正でも10兆円ほどの予算の裏付けがなされたわけで、それを早く取り組んで生活再建はもちろんのこと、被災された方々が1日も早く生活に戻れるためにはやはりマンパワー、職員の引き継ぎも必要と思っております。それらについてもやはり機構改革、そちらの見直しも必要かなと現時点で私は思っているわけでございます。やはり、集中、集中でスピード感を速くするためには職員の配置、さらには各方面からの支援も必要ではなかろうかと思っております。

現在のところ、宮城県から2名、そして練馬区から2名、中野区からと、あるいは被災された淡路市からということで職員を配置しておりますけれども、この職員の方々の協力は本当に助かっておりますけれども、やはり今後復旧・復興に向けた体制づくりも必要ではなかろうかと思っております。現在、県に対しましても職員の派遣等についてさらに要請をしておるところでございます。そういうところから、体制づくりも必要かなと思っておりますので、その際には議員の方々のご理解もいただかなければならないと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 今町長が言ったマンパワー、大変必要だと思います。今各被災地からの応援部隊と、県の方からマンパワーが派遣されていると。私が考えますには、こういうふうな機会をチャンスだと思ひまして、地域の精神医療というものの充実も図るという観点から、精神保健福祉士、あと看護師、臨床心理士等を自前で、保健師になっている方から抽出してもいいと思いますが、自前で対応できる者を今のうちに研修とか何かをさせて、多分3年から5年かかると思います、そのケアは。それで、一本立ちさせるという考えもあると思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それらの対応についても、やはりそういう技術的な対応のできる方々に、特に県に対しても国に対しても要請活動を行っておりますけれども、やはり被災された沿線の町村が多いということ、あるいは全国の市町村、都道府県を初めやはり行政改革ということで職員がどこの県、国においても少なくなっているのが現実でございます。しかし、今言われたような心理学的な内容等についても、ぜひ県を通してお願いしているわけでございますけれども、やはりどうしてもできな

い場合については町の中での対応も必要ではなかろうかと思えます。

しかし、研修となると時間的な内容があるものですので、現在の保健師ということの資格の中でいろいろと震災を受けた方々の臨時雇用ということで募集をかけておりますけれども、この有資格者の方々がなかなかいないというのが現実のようでございます。

そういう中で、今後いろいろと施策を講じながらこの仮設住宅に入っている方々へのサポートについて努力をしてみたいと思っております。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 町長からもう万全の努力をするということなので、もう一つの私からの提案なんですけど、仮設住宅居住者、また民間賃貸住宅等の人も対象になると思いますが、こういう人たちのそういう保健、こういう衛生のデータを集約すると。それを1件1件データを互理町の中に網羅するという形で、こういう人たちを個別に訪問したとか、研修会を行ったとか、そういうデータが全部蓄積されると対応が早いと思いますが、そのデータのベース化。仮設の方はまあいいとして、賃貸の方まで手を差し延べてやったらどうかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまのデータそのものについては、仮設住宅のものについては高齢者の数の問題、あるいは身障者の問題、いろいろ分析の中でデータはつかんでおります。そこで、今お話しのとおり、賃貸住宅に入居されている問題についても、これからその移動場所等は十分承知しておりますので、それについて担当の方で発信して、データをこれから事業計画の中で取り組んでまいりたいと思っております。

15番（島田金一君） よろしくをお願いします。

次に入ります。次、一般成人に対する心のケアとそれは同じなんですけど、一番重要な自殺対策についての考え方をお聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本当に、今回の未曾有の被害によりまして家族を亡くした、あるいは仕事を失った、そして財産も喪失した方々、それぞれ問題を抱えて生活されておるわけでございます。そういう中で、やはり私も仮設住宅を回っておるわけですが、なかなか中に入り込むことができないということでございます。あそこの家に行って、こちらに行かなかったということもございまして。なぜあそこの家に行

ったということで、周辺だけを見て回ってくるというのが現実でございます。

そういうことから、やはりこの一般の住民に対するストレス解消というか、体調不良、それらについてもやはりどういう病気でも早期発見が最も大事だということで、保健師とあるいは社会福祉士と協議をしながら、早めにそういう方々に対して心のケアをするということで考えております。それとあわせて、先ほどの賃貸住宅におきますところの内容も必要かなと思っております。これらについても、やはり県ともいろいろと想定を行っておるわけでございますので、今後ともこれらの仮設住宅、あるいは賃貸住宅に入っている方々に対しましても対処してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） これから外に出るのがなかなか大変だと思います。今、いわゆるアルコール症候群とかあとうつ症候群の徴候がもし表に出るようなことがありましたら、今町長がおっしゃるように早期対応をお願いします。

次に入ります。次、2番、仮設住宅の自治について。1番、集会所を利用したイベント、趣味の会、喫茶室を運営するため、自治組織の立ち上げを一部行っています。あと、今から立ち上がるという状況はこの前説明を聞きましたが、どんな状況で今現在あるのか、お聞きします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、仮設住宅での自治については島田議員さんの紹介によりまして、富沢さんという仙台の方々が一戸一戸回りながら、自治組織の対応ということで取り組んでいただいております。そういう中で、今議員さんが申されたとおり、公共ゾーンの第3の集会所の中で自主的なサークルが組織され、さまざまなイベントということで考え、そして開催をしているようでございます。

そういうことで、昨日ですけれども、文書で入ってきたんですけれども、12月31日の年越しのとき、何か花火上げを実施したいということでの当事者が入っております。これについても、現在警察署、消防署からの許可もいただいたということで考えておるようでございます。そういう中で、やはり各集会所ごとに、仮設ごとに、やはりそういう自治組織を早く立ち上げたいということでございますけれども、なかなか町の主導だけではできない。あるいは住民によってはやはりプライバシー

云々ということでの内容等も聞いておるわけでございますけれども、その自治組織を立ち上げていただくリーダーの方々が仮設住宅に入っておると自分だけの思いがあるわけですので、なかなか自治組織の考え方も進まないのが現実かなと思っておりますけれども、やはり仮設住宅であっても集落でありますので、自治組織の立ち上げを積極的にこれから実施し、そして先ほどお話しのとおり入っている方々の食事会とかあるいはお茶会とか、いろいろなイベントができればいいのかなと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 今町長から紹介ありました、仮設住宅の支援のサポートの方々が入ったのが7月でございます。それからいろいろな事業がなされましたけれども、やっぱりこの辺でもう町がある程度リーダーをとって各集会所ごとの自治組織を、もちろんその中の方の人たちとご相談しながらですけれども、リーダー的につくっていいんじゃないかな、いい時期に達しているんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 自治組織の運営管理の問題について、総務課長が何回となく仮設住宅に行ってやっておりますので、その現状などについて総務課長の方から申し上げたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 自治組織でございますが、今町長から公共ゾーンの第3の集会所の方はできたということでございますが、公共ゾーンに関してはあと公共ゾーンの2と1がございますけれども、ここは558世帯でございますが、ここについてはこの公共ゾーンの3の自治組織をつくった方々が2と1をぜひ立ち上げたいということで、もう既に何回かの打ち合わせをしながらやっております。

そういうことから、今町長申し上げたように、できるだけもう大体震災後間もな9カ月くらいになりますので、やはり町の方で今月から来月にかけてやはりある程度の組織はつくっていただいて、仮設住宅内のいろいろな不安解消とか、あとは安全対策とか防火対策等の支援をいただきたいということで、今回このNPO法人の代表の富沢さんの方のところと委託契約を結びながら、町と民間団体と連携しながら集会所を回ってやっていきたいなというのは、寒さ対策で私も全部の仮設住宅

を回らせていただいたわけですがけれども、大分コミュニケーションが図られてきたなというのは、町の臨時職員が3名の体制にしまして、非常に仮設に入っている方々の相談業務にかかわっているということもございまして、非常に全体的に余り抵抗がなくなってきたのかなということがございますので、できるだけ早く不安解消のためにも自治組織をぜひつくりたいということで、早速実施に向けて進めたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） それでは、2番の（2）番に入ります。被災後の町内会の運営の考え方。

ここには町内会長と、また離れますが区長というふうな立場と、あと衛生組合、その他の今まで町内会が運営しているいろいろな組織がありますが、その運営の考え方、町長、よろしくお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 行政区と町内会とのかかわりということでございますけれども、まづもって行政区長さんにつきましてはご案内のとおり、町長が発します通知の伝達、あるいは連絡に関する事、あるいは各種の調査の問題、報告、これに世帯代表等の整理等についての職務等々を各般にわたりまして行政区長さんをお願いをいたしておるわけでございます。

そういう中で、やはりこの町内会との位置づけについては、町内会と行政区長さんのイコールの分、あるいは分離して町内会と行政区がある行政区もあるわけでございます。そういうことから、今後ともやはり行政区長さんを主体、あるいは町内会を主体というふうな形で、その辺については地域の行政区の中でお話し合いをしていただきたいと思いますとおるところでございます。そういうことの中に、やはりコミュニティの組織そのものについての自立強化というか、それらにも十分対応していかなきゃない。

そしてまた、前々からお話しのとおり各地区におきましてまちづくり協議会の立ち上げをしたわけでございます。これらについても、各協議会の会長さん初め関係者の方々と町の支所、特に荒浜・吉田支所との連携が、特に被災された地域におきましては最も大事ではなかろうかと思っております。

そういうことから、今後ともやはり町内会、行政区、さらにはまちづくり協議会、

そして行政が一体となってこのコミュニティーづくり、そして被災された方々の支援体制も確立していかなければならないと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） なぜここで聞いたかという、今復興計画が決定されますと今度は実施計画、集団移転事業とか土地区画整理事業が発生してきます。そのときにある程度リーダーの方がいないと、その地区の意見をまとめたり、そういうふうな委員会を組織するときの立ち上げの段階で協力してもらおうということが必要になってくると思います。そういう仕事は、今から町内会長、区長という形で出てくると思うんですが、そういう立場の人たちを本当に重要視していかないと、この集団移転・土地区画整理事業がうまく運ばないと思いますが、その点の考え方というか思いはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま島田議員さんからお話しのとおり、今月の6日震災復興会議におきまして計画書の素案についての承認をいただいたところでございます。そして、今議会におきまして追加議案ということで、この震災復興計画の議決をいただくよう準備をいたしておるところでございます。そういう中で、やはりこの被災された方々の住む場所、生活再建、そして働く場所とか、それが最も大事ではなからうかと思っております。

そういう中で、今お話しのとおり災害公営住宅の問題、それと同時に集団移転の問題、あるいは土地区画整理そのものについてやはり地域との連携なくしては用地の協力、町の方で位置づけをある程度はしましても、その関係者の土地の協力なくしては場所の設定ができないということでございます。そのためには、地域の行政区長さん、あるいは町内会長さん、各種団体との連携強化を図りながら進めてまいりたいということで、まずもって移転される場合、住宅に入る場合、その用地の確保の問題、そして建設の問題、それらについて十分協議をしながら進めてまいりたいと思っておるところでございますので、この点についてはやはり議員の皆さんにもこの場所の選定に当たって、位置づけになった場合については土地の所有者に対してご理解、ご支援のほどをぜひお願いをいたしたい。そうでないと、スピードがおくれるということでございますので、その辺をご協力方よろしく願いいたしたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 島田議員。

1 5 番（島田金一君） ありがとうございます。

それでは、次に入ります。3番、町内指定文化財や個人所有文化財と、歴史的建物への支援について。

東日本大震災復興基金交付金、これは地域の実情に応じてきめ細やかな復興事業を実施するための交付金でございますが、これが3次補正になりまして採択されたということですが、被災を受けた荒浜地区、吉田地区、あと逆に地震において建築物とかそういうものが、文化財も含めてですが破壊されたという地域もあると思います。それについて、以下の質問をいたします。

1番。被災した町内の指定文化財の状況をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この分野については教育委員会のものがございますので、教育長に答弁させます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、島田議員さんにお答え申し上げます。

第1点目でございますが、指定文化財の被災状況でございますが、国及び県指定文化財の被災は幸いにも今回の大震災でございませんでした。しかし、町指定であります互理領主伊達家歴代墓所の灯籠がすべて倒れてしまいまして、墓石につきましては倒れた箇所とずれが生じたところが数基ございましたが、全部で83カ所の被災となっております。しかし、すぐ補正予算をとりまして8月には修繕を行い、復旧させたところでございます。

それから、荒浜の武者家御城米絵符につきましてはほとんどが水に浸ってしまったということで、所有者の依頼によりまして知り合いの方に保管をしていただいているという状況でございます。そのほかの町指定文化財につきましても、幸いにも被災はございませんでした。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田議員。

1 5 番（島田金一君） 県町指定は大雄寺の関係だけだという形で、被災が少なく済んだことは本当に幸いだと思います。

それでは、2番に入ります。被災した個人所有文化財について調査と保管、今後のお考えはどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、2番目の被災した個人所有文化財についての調査、保管、保護の考えについてお答え申し上げます。

被災した個人所有文化財の調査と保管、保護についてでございますが、文化庁が進めております文化財救援委員会、それから大学、研究機関が組織して実施しております宮城資料ネットなどの協力をいただきまして、5月から7月にかけて被災した個人所有の古文書、あるいは美術品等についての文化財レスキュー活動を行いました。件数としては2件ではございましたけれども、ただ膨大な量でございます。段ボールで換算すると約250個以上の膨大な量になっております。そのレスキューした資料につきましては、現在水に浸ったものについては奈良の研究機関で処理を行っておりますし、比較的被害の少ないものについては乾燥させた上で町の郷土資料館、あるいはお隣の角田市の施設をお借りしまして保管しているところでございます。かびとか劣化の心配もありますので、保存に関する専門機関と協議しながら、今後管理していくことになるというふうな状況にあります。

資料の具体的な中身については、各研究機関の力をお借りして調査することになっておりますけれども、これらの資料はあくまでも個人所有のものでありますので、保護につきましては所有者の意向を大事に考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。専門機関の見解を踏まえながら、亘理町それから宮城県と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 遠く奈良までいろいろな資料を運んだり、そういうレスキュー活動をしている現状でございますが、今悠里館の方の資料館に250個の段ボール全部ではないと思いますが、手狭になっていると思います。そういうふうな場所を、ほかの場所、ほかの場所って転々とするのも、角田に一部保管しているという形になっていますが、もし個人の所有者の了解をもらえれば、やっぱりほかの場所を利用するということが可能なのか。あともう一つは、今悠里館の中の収蔵庫、あれを工夫して何とかその収蔵庫の中で収める考えなのか、その点お聞きします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども言いましたように、段ボール250箱というような膨大な資

料でございます。そういうふうなことで、奈良県あるいは角田市さんのご協力を得ながら保管、補修をしているわけでございますが、先ほども言いましたように個人所有の意向を大事に考えて、了解を得られれば町の資料館の中でそういうスペースがあるかどうか今後検討しながら、あるいはある程度資料館の保存箇所が今後必要となれば、その辺も検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 以前に、悠里館のロフト、使っていない空間、これは消防法に適合させれば使える場所が若干出てくると思いますので、その点あたりも検討をお願いします。

次に進みます。個人所有の歴史的街並み・建築の補修への補助や、建築物と街並みを残す考えはございますか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、第3点目にお答え申し上げます。

建築物の補修等への補助、それから街並みを残す考えについてでございますが、文化財に指定されているものであれば、法令に基づいて補助を行わなければならないというふうになっておりますけれども、それ以外については補助の対象外となっております。したがって、補助する根拠がこの時点では見当たらないということでございます。

ご質問の、仮称でございますが東日本大震災復興交付金の文部科学省所管の事業の中でも、精査しましたら対象になっておりませんでしたので、宮城県としまして被災有形文化財等保存事業というものを立ち上げて、建築物等の修繕を行う場合、上限があるものの個人負担の4分の1を助成するような考えを持っているようにございます。そういうふうな助成制度があるものですから、もし活用していただければよろしいのかなというふうに思っております。

また、歴史的に貴重なものといっても、時代あるいは建築様式、あるいは町にとってどのくらい重要なものなのか、やはり具体的な線引きをするというのが非常に難しい問題であると認識しております。その例としまして、現在村田町で歴史的な街並みを保存しようという動きがありますけれども、約20年たってようやく形が見えてきたということを伺っております。これは、住民とかあるいは研究者から始まった動きで、町はそれをサポートするというふうな役割を担っていたようにござい

ます。

やはり保存するためには、地域の地区の住民の合意がどうしても必要である。あるいは、建築制限等の心配から、反対する住民もあったやに聞いております。そういうふうなことでございますので、やはり街並みを残すには町が中心になって推進していく上では、どうしても住民の盛り上がり、それが最も大事じゃないかなと今のところ考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 今教育長から、街並みを保存するためには住民の盛り上がり、確かにそうだと思います。今地権者、その建物の所有者が一番先に声をかけて、その地域の人たちが賛同する、あと町あたりがやっぱり研究者、都市工学の景観を勉強している方に一応街並みを見てもらって価値のあるものか、その建物は歴史的に価値があるものかというふうなもの、二つの視点から見べきだと思います。そういうきっかけを、まずは所有者とその地域、次は互理の行政の方で、教育委員会になると思いますがサポートしていくと。研究者を呼び込んでいくというふうな活動をしてもらいたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今月末に互理町の文化財保護委員会がございまして。その席でも、私の方から文化財保護委員の方々に、そういうふうなこともちょっと話題として提供して、文化財保護委員の方々のご意見の方もちょうだいしてみたいなというふうに思っております。それに具体的な話が上がれば、それに従ってできるところからやっていくというふうな考えを持っております。

いずれにしましても、文化財保護委員会の方に今出たようなことはお話し申し上げたいというふうに思っております。

15番（島田金一君） 以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、島田金一議員の質問を終結いたします。

次に、16番 鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 私は、政府の第3次補正予算と町の復旧・復興について質問いたします。この質問をする基本的な考え方としては、3.11東日本大震災は未曾有の大震災であり、まさに未曾有の国難と断言していいと思います。町がその地域住民の暮ら

しと福祉を守るのは当然ですが、この大震災からの復旧・復興は亙理町だけでは絶対できません。やっぱり国の全面的な支援がどうしても必要です。取り分け財源、財政的な支援がなければ、幾ら町で頑張っても復旧・復興はできない。こういう観点で質問いたします。

2点質問します。まず第1点目。政府の第3次補正予算について、次の項目の金額と事業内容はどうなっているか。①災害救助等関係経費②災害廃棄物処理事業費③公共事業等の追加、その中で災害復旧等事業、一般公共事業関係費、そして施設費等④災害関連融資関係経費⑤地方交付税交付金⑥東日本大震災復興交付金⑦原子力災害復興関係経費⑧全国防災対策費⑨その他ということで、立地補助金、雇用関係、節電エコ補助金、最後に住宅エコポイント。以上について答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 項目が多いですので、時間がかかると思いますが、ご了承願いたいと思います。

そういう中で、国の第3次補正についてはご案内のとおり、11月21日可決成立いたしましたところでございます。その第3次の補正予算については、総額で12兆1,025億円となっております。そのうち、東日本大震災に関連する経費については、11兆7,335億円となっております。

それでは、ご質問の第1から第9番目について、順番に予算額と事業内容についてご説明を申し上げます。なお、今回ご説明申し上げますのは、あくまでも国の補正予算の内容であり現時点での情報ということで、知り得ている内容であることを申し添えておきたいと思っております。

そこで第1点、災害救助等関連経費については、予算額は941億円となっております。事業内容につきましては、東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒への支援として、被災児童生徒等就学支援事業費として297億円を計上しているほか、被災者や支援者の心のケア対策としての自殺対策事業費に37億円、そして被災自治体以外の自治体が被災者受入などの救助に要した費用として301億円、さらには生活福祉資金貸付の原資として165億円を計上したものが主な内容となっております。

続いて、第2点目の災害廃棄物処理事業費でございますけれども、予算額は

3,860億円となっております。事業内容についてはご案内のとおり、東日本大震災の津波等により発生した災害廃棄物、すなわちがれき等を処理するための経費として計上されたものであります。また、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費の国庫補助率は、通常2分の1でございます。そこから10分の9までに引き上げられたということです。通常2分の1が、今回の震災で10分の9まで引き上げられており、残りの地方負担分についても地方交付税で措置されることになっておりますが、地方負担をさらに軽減するため地域グリーンニューディール基金の枠組を活用し、現在平均で86%となっている補助率を95%まで引き上げるものであります。

ちなみに亙理町の第1次処理については、1次処理と2次処理の運搬で今考えられているのが110億円でございます、第1次の処理ということで。これは、2次処理の運搬経費も含めてということでございます。第2次処理については、新聞等でも掲載されましたけれども、549億円。新聞で543億円ということでございますけれども、その後のいろいろな経費を含めまして549億円ということで、合わせますと659億円ということの内容となっております。

第3点目の公共事業等の追加、すなわち災害復旧事業費・一般公共事業関係費・施設費等についてでございますけれども、予算額は1兆4,734億円となっております。事業内容につきましては、災害復旧等、公共事業においては道路、港湾、漁港、そして農地、農業用施設等の復旧費として8,366億円。さらには有料道路、水道等の復旧費として340億円が計上されており、合わせて8,706億円となっております。また、一般公共事業につきましては、復興に向け三陸沿岸道路等々の整備や耐震補強を要する道路整備事業に827億円、地産・水産基盤整備事業費等に543億円、さらに港湾整備、空港整備等に294億円などが措置されており、合計で1,990億円の予算額となっているところであります。また、施設費等については総額で4,038億円となっており、これは公立学校、国立学校等の施設復旧事業費に1,127億円、中小第3セクター旅客鉄道等の復旧事業費として66億円などが計上されております。以上が、公共事業の追加の主なものになります。

第4点目の災害関連融資関連経費。予算額は6,716億円となっております。事業内容につきましては、被災した中小企業等の事業再建及び経営安定のための信用保証や貸し付けが拡大されたもので、事業規模は11兆6,000億円で、中小企業向け信用保証が5兆円、中小企業向け復興特別貸付が5兆円となっております。

す。また、復興緊急保証に必要な日本政府金融公庫出資金として3,703億円、復興特別貸付等に必要な同公庫への出資金として2,427億円が計上されているほか、農業者等の金融支援として復旧・復興関係基金の実質無利子、無担保、無保証人での貸し付けや農業信用基金協会等の代弁済等に必要な経費などに186億円が計上されております。

第5点、地方交付税交付金。予算額は1兆6,635億円となっております。事業内容につきましては、東日本大震災からの復旧・復興に向けた被災地の財政需用における地方負担分を手当てするため、震災復興特別交付税として地方交付税が加算されるものであります。主なものについては、第3次補正により追加される東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る地方負担額等、第1次・第2次補正の地方負担額のうち地方債を充当できることとなっております。

ちなみに、第1次補正・第2次補正ということで、第1次については4兆円の予算措置をされております。第2次補正というのは2兆円、それに先ほど申し上げました第3次ということで11兆7,335億円ということで、現在第3次までの国の補正予算が組み立てられているということでございます。

続いて第6点目でございますけれども、東日本大震災復興交付金。予算額1兆5,612億円となっております。事業内容につきましては、被災自治体がみずからの復興プランのもとに進める地域づくりを支援するため、国の補助金制度の枠を超えて自由度の高い資金を交付するものであり、復興交付金事業計画に記載された高台等への防災集団移転事業や土地区画整理事業、道路・農地の整備などの復興地域づくりに必要な各種補助メニューを一括化するとともに、復興地域づくりに必要となる各種事業の実施を可能とするものであります。

第7点目、原子力災害復興関係経費。予算額は3,558億円となっております。事業内容については、ご案内のとおり福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質による環境汚染への対応として、土壌等の除染対策として1,997億円が計上されております。主な内容については、除染特別地域の生活圏における除染、住宅・公共施設・森林・農地等除染に伴い発生する除染土壌等の仮置場の設置、汚染土壌等の管理、地方公共団体における除染活動等の支援等の実施に必要な経費となっております。

また、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理については、450億円が充てら

れるものであります。原発事故による損害については、東京電力による賠償に期間を要する場合には、平成23年度原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づき、国が仮払金を支払うこととなっており、その支払いに必要な264億円についても計上されておるところでございます。

第8点目でございますけれども、全国防災対策費でございますけれども、予算額は5,752億円となっております。事業内容につきましては、被災地域のみならず全国の防災対策を進める観点から、学校施設の耐震化、防災機能の強化費用として公立学校に1,630億円、国立大学校等に270億円、私立学校等に150億円の計2,051億円が計上されております。学校施設以外の一般公共事業としては、道路整備に1,092億円、治水・海岸・港湾等に612億円、社会資本総合整備事業に566億円などとなっております。

続いて9点目、その他立地補助金、雇用関係、節電エコ補助金と住宅エコポイントでございますけれども、予算額は2兆4,631億円となっておりますが、その中にご質問のありました4点についてご説明申し上げます。

初めに立地補助金についてですが、予算額は5,000億円となっております。事業内容につきましては、円高や電力制約の影響による産業の空洞化や雇用の喪失等を防ぐため、サプライチェーンの中核となる部品、素材分野と高付加価値の成長分野における生産、研究開発拠点に国内立地補助事業を実施するものであり、原子力発電所の事故があった福島県に1,700億円、全国の生産等拠点の誘致には3,300億円が充てられるものであります。

次に、雇用対策についてであります。予算額は3,780億円となっております。事業の内容については、雇用の創出、安定化策としては重点分野雇用創出事業の基金が充当され、将来被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者雇用への支援を行う事業復興型雇用創出事業等の創設のための費用1,510億円、被災及び円高の影響による失業者の雇用と生活の安定のため、地方自治体による直接雇用や民間企業への委託による雇用創出を図る震災等緊急雇用対応事業の実施に必要な費用ということで2,000億円についても基金が拡充されるものであります。また、震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、卒業後3年以内の被災地卒者を雇用した場合における奨励金の支給延長のほか、被災地での就職面接会を継続的に実施するために必要な経費として235億円が計上されております。

次に、節電エコ補助金等につきましては、予算額が2,324億円となっております。事業内容につきましては、今後においても各地で電子力発電所の停止が続くことから、電力の安定供給を図るため自家発電設備等の導入補助金の実施や、住宅用太陽光発電、蓄電池、民生用燃料電池等の設備に対する節電エコ補助金を創設し、再生エネルギー導入を推奨するものであります。

住宅エコポイントにつきましては、住宅関係経費の中に折り込まれた一つの事業であり、予算金額については1,446億円となっております。事業内容としては、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、東日本大震災の復興支援を図るため本年4月に終了した住宅エコポイントが再開するものであり、従来の制度との変更点についてはエコ住宅の新築について被災ポイント、ポイント数については30万ポイントを、その他の地域については15万ポイントの2倍とするものであります。

以上でご説明とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） よくわかりました。

それで、1点だけ。東日本大震災復興交付金のネガティブリストというのは、この交付金が使えないリストがあると思うんですけども、それを説明してください。

16番（鞠子幸則君） 企画財政課長だな。

町長（齋藤邦男君） 震災復興課長に答弁させます。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 東日本大震災復興交付金につきましては、復興交付金の創設によりまして被災地方自治体がみずから復興のプランのもとに進める地域づくりを支援し、復興を加速させるということになっておりまして、その中身につきましては基幹事業というものと効果促進事業というふうな事業に区分されております。その中に、基幹事業といたしましては……。

16番（鞠子幸則君） 高橋課長、ネガティブリストだけ答弁してもらえばいいんです。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） というか、その5省40事業というものがございまして、ここに掲載されている事業以外は基本的には今回のこの交付金事業としてはできないということになります。一方この基幹事業に関連して実施可能となる効果促進事業というものがございます。この部分につきましては、各被災地の中でその基幹事業を補完する形で効果的に行うということになりますので、その考え方によりま

しては幅広く活用ができるということになるかと思えます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 政府が言っているネガティブリストを見たんですね。第1点が、職員の人件費に充てるとか、簡単に言いますよ、あともう2点は今後国庫補助金が増額する場合、あともう一つは個人の財産の形成にかかわるときにはネガティブリストということで、補助金は出ませんということなんですね。ただし、考えてみますと、総務省の復興基金にしても国土交通省の社会資本整備総合基金にしても、国では住宅の補修の方は全壊と大規模半壊だけだと言いますが、実際にはこれを活用して一部損壊とか半壊した住宅にも補助金を出している自治体もあるんですね。ですから使いやすいというのであれば、ネガティブリストをつくるんじゃなくて、もっと自治体が十分自由に使える仕組みをつくる必要が私はあると思うんですね。それを国に要望する必要があると思うんですけども、その辺いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今ネガティブということで3点、すなわち人件費の問題、あるいは補助金の問題、そして個人の財産の形成というか、それらの内容についてそういうことが言われております。しかしやはり、使いやすい内容ということでございますので、やはり被災された市町村にお任せをしていただければ一番いいのかなと思っております。これらについても、今後国県に対しましても要望活動、あるいは積極的な要請をしてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 第2点目に移ります。そうした政府の第3次補正予算を、町の復興・復興にどう活用するのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの具体的な内容でお示しした内容でございますけれども、この復興交付金は先ほど来お話しのとおり、土地区画整理事業あるいは防災集団移転、そして災害公営住宅整備の三つ、土地区画整理、そして防災集団移転、災害公営住宅の整備等の復興地域づくりに必要な各種の補助メニューを一括することに加えまして、復興地域づくりに必要となる各種のハード面、そしてソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として確保されたということで理解しております。

そのため、町では大震災からの復興に当たりましては、これまで国の財政支援な

くして復興はあり得ないとして、国に対しまして財政支援を強く要望してきたところでありまして、ご案内のとおり本定例会におきましても追加議案として亘理町震災復興計画についてご提案申し上げ、議会から承認をいただき次第、震災復興計画に基づく復興のための施策事業のうち、復興地域づくりに関する施策事業につきまして所要の手続を早急に行い、復興に邁進して取り組んでまいりたいと思っておりますところでございます。

そのためには、やはり震災復興計画そのものについては、議員の方々のご理解とご協力をいただき、そして提案承認されましたら、やはりこの計画そのものはスタートラインにつただけでございます。これからが本格的なスピード感を持った復旧・復興に向けた取り組みをしなければならないと思っております。そういうことから、議員の方々のご同意を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 今、復興計画について言われましたけれども、2011年度から10年間の復旧・復興の経費として、新聞報道によりますと3,000億円を超えるだろうというふうに町長は述べておりますけれども、その根拠はどういうことか。事業ごとに「この事業は幾ら」「この事業は幾ら」「この事業は幾ら」というふうになっているのか。そして財源の内訳も、「これは国の補助金」「これは交付金」「これは借金」「これは町の一般財源」というふうに仕分けしているのかどうかですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この災害復旧・復興のための予算、規模としては約3,000億円の予算規模と。これについては、まだ完全に精査しているわけございません。設計とか発注しながら、あるいは工事の内容もただ道路であれば延長と幅の問題とか、あるいは学校についても学校の教室の問題、そして特別教室の問題、2階の問題等、それらのザクツとした内容でございまして、これからが今申されたような内容的に大切な、あるいは一般公共事業、あるいは農地の問題、あるいは生活再建のための公営住宅、あるいは集団移転の問題、それらの内容をこれから詰めるのが、これからがスタートでございまして、3,000億円というのは今の国に対します要望の中でのザクツというか、概要の概要版ということで提出させていただいておりますところでございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 財源の内訳も、それはわかるんですかね。3,000億円のうち幾ら国の補助金があって、地方交付税で幾らになるのか、そして地方債で幾らになるか。それもわからないんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、先ほどの11兆円の中の今回の震災復興で第3次の補正、そして第1次、第2次合わせて6兆円、そうすると約17兆円の国からの東日本に対する予算措置がされたということでございます。

そういう中で、国からの具体的な項目はある程度わかるんですけども、その財源の補助率、そのものについてもおおむね先ほど申し上げたとおり95%、そのほかについては地方債の借入れ。その地方債の借入れそのものについても、後で地方交付税の中で措置されるということでございますけれども、果たしてこの事業を例えば一つの建物を建てた場合の事業費、決まりますね、設計して事業費が。それによって、また査定を受けるというのが満額査定されれば、今言ったように95%の補助率、あるいは起債の借入れの交付税の措置ということになりますけれども、その中で事業を推進するための省庁によるところの査定もあるし、財務省によるところの予算措置とのチェックもあるわけでございます。

やはり、できるだけ町の税の一般財源、先ほど言ったのは交付税そのものについての一般財源ですけども、本来の町の税、町民税とか固定資産税とか各税目ありますけれども、それらの財源をできるだけ支出しない、国の財源で復旧・復興財源に向けてまいりたいということで、やはりこれらについては互理町だけでなく、被災された市町村が互いに連携をしながら、国県に対して要望活動を行っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、はっきり言ってこの第3次補正予算、それと関連する財源確保、この枠組、フレームでは財源は1銭1円も出ません。なぜかと言うと、今から説明しますが、復興債に11兆5,500億円借金をするんですね。その大部分の8兆8,000億円は、庶民増税なんですね。これは、25年間で8兆8,000億円の庶民増税。そして法人税についても、3年間の賦課税を課するというので、しかし、ここが大事なんですね。現在の野田政権は財界の要求に従って、大震災前に計画して

いた法人税減税を来年度から実施するというふうになります。法人税の賦課税は、法人税の減税の一部を停止するものですが、それにしても大企業の賦課税が3年間課せられるとしても、実質減税なんですね。それ以降は、来年1兆2,000億円減税をやるんですね。そうしますと、8兆8,000億円を庶民増税して、だけれども大企業には膨大な減税をやるんですね。そうすると、穴埋めはできないんですよ。庶民の増税そのものが、大企業の減税に回ってしまうと。こういう仕組みをつくる時、一切財源が出ないという仕組みなんですね。ここを私は強く主張したいと思っています。

あともう1点、これは大事なんですね。時事通信社が12月4日にまとめた被災3県、岩手県、宮城県、福島県、その震災復興計画の策定についてまとめた調査なんですが、その中で復旧・復興への政府の対応について、自治体の声を紹介しております。そこでは「政策決定が非常に遅い」と、これは岩手県久慈市ですね、などの批判が続出したと。予算の分捕り合戦に陥らないよう、明確な基準のもとに配分してほしいと、これは山田町なんですね。私、さっき言いましたよね、復旧・復興は町だけではできないと。やっぱり国の問題、国の財政支援が必要だと、これはどこの自治体でも同じだと時事通信の調査で出ているので、そこで国の継続的な支援がどうしても必要だと。

この点についてはどうですか。今の財源の問題、あと時事通信の実施したアンケートの回答の問題。その点についていかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま大企業に対する減税、特に法人税の減税が今回の震災後の財源、そのほかに自動車取得税の問題とか重量税の問題も、廃止する方向で政府あるいは民主党の方でいろいろと考えておるようでございます。そういう中でやはり現在はこのような長引く景気低迷、そして円高、デフレ傾向にあるということでございますけれども、やはりこの被災された宮城県では15市町村、その財源確保はぜひそういう大型の減税等を充当しておるわけでございますけれども、予算が通ってそれに伴います関連の法案もおおむね通ったということでございますので、その関連法案を基本にしてこの復興財源を、当然先ほど申し上げたとおり第1次、第2次、第3次の17兆円についてはぜひ確保し、そしてこの被災された住民というか町民というか、それらに対して早く再建に向けて努力してまいります。そのためには、現

在の政権そのものについても努力をしてもらいたい。そのためにも、やはり各党でも東日本に対しまして協力体制で復旧・復興に取り組んでいただきたいと思いますところがございます。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 私どもも努力して、復旧・復興に取り組みます。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、8番 鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番 鈴木高行です。私は、震災関連で2問ほど質問いたします。

このたびの東日本大震災における本町の復興計画について、2問質問いたしますので、ご当局の簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

今回の震災復興計画の基本理念では、「復興の主役は町民一人一人であり、国、県、企業、団体、NPO等の多様な活動主体が結集して臨まなければ、ふるさと互理の復興・発展はない。3月11日以前に復旧させるにとどまらず、これからの町民生活と町勢発展を見据えた再建築により最適な基盤づくりをする。そして、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生・安全・安心なまちづくりに取り組み、10年後には復興モデルとなるような新生互理をつくる」としております。この基本理念は、我々町民にとってすばらしい理念であり、大きい期待をしております。

そこで、この新生互理の住環境の再建整備と支援課題について、4点ほど質問いたします。

まず1点目の被災住宅の再建と被災宅地復旧支援について、町ではどのような考えを持っているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ただいまお話しのとおり、震災復興計画そのものについては、今月6日の第6回

目で震災復興計画の承認をいただいたところでございます。そういう中で、ただいまお話しのとおり被災された皆さんが1日も早く震災前の生活を取り戻し、安心して生活できるような被災住宅の再建と、被災宅地の復旧を支援する必要があることから、これまで応急的な修理を実施して住宅再建を進める方に対しましては、住宅の応急修理制度を活用してきたところでございます。

今後は、仮設住宅等に入居されている被災者の皆様が住宅再建を進めるに当たりまして、震災により住宅を失い、そして住宅再建するための資金確保が大変難しいと思っております。そういう中で、町が災害公営住宅を建設し提供するほか、自立再建を進める方については被災宅地の復旧経費の一部を助成することを現在検討させていただいております。また、今回のような大津波が来た場合、防災・減災対策を講じても家屋が全壊する危険がある地域にお住まいだった方には、先ほど来申し上げております防災・集団移転の促進事業や土地区画整理事業を活用し、安全な地域に新たに土地を造成したうえで、住宅再建を進めていこうと考えております。そのためには、被災された方々の合意形成が最も大事ではなかろうかと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） では、互理町の土地利用計画と今回の復興計画における土地利用計画との整合性をどう図るのか。また、今回の復興特区法の制定により、法的規制が大幅に緩和されましたね。また、例えば農地であれ民地であれ、土地利用が大幅に緩和されて自由にいろいろな土地に利用できる、そういうふうな形になると思います。そうした場合の、今までの互理町の土地利用計画、今回からの復興計画による土地利用計画、これは相当変わってくることになると思います。そういうものをやっぱり活用しないわけではないとか、どこでも使えるということになってきたと思います、今回は。ある程度真ん中じゃなくて、利用価値のあるところについては。

やっぱり、それは震災特区ということのできるようになったんで、今までの土地利用計画を大幅に変更するというふうな考えはあるかないか、ひとつ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、特に集団移転あるいは災害公営住宅・区画整理事業、そのものについては今鈴木議員が申されたとおり十分緩和されたということ、これらについては報道機関についても十分理解をしています。それらの活用、その部分に

については十分利用してまいりたいと思います。

しかしこの農地転用した場合に、農地の面積が必ず集団移転あるいは公営住宅にする場合については、農地あるいは土地区画する場合については農地の転用が伴うわけですが。しかし一部農林水産省では、それらが移転されたことによって農地全体、例えば亘理町であればどういう面積になるかわかりませんが、農地の面積が少なくなる。そのことによって、今後の農業の方々の後継者のための農地の確保というか、面積が少なくなるのではなかろうかということでの、農水省の考え方もあるようでございます。

これについては、先日東北農政局の次長がまいりまして、できるだけ農地そのものの転用については今申したとおり速やかに転用できますけれども、やはり一方農地の確保についても現在被災された宅地とかそれらの隣地とか、そういう内容についてもやはりそういう制度も十分ご理解いただきたいというお話もあるわけでございます。その場合についての転用した農地の面積とイコールでなくてもいいけれども、ある一部、何分の1というか、そういう形でやはり農地の確保も必要というようなお話しも承っておるわけでございます。特区の問題、あるいは転用の問題については、スピード感をもって行いたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 農転によって農地が減少して、それも防ぎたいという考えはわかります。けれども今回の場合は、農地としてなり宅地としてなり、あとはいろいろな雑種地で使えなくなる土地が幾らでもあるんですね。それを農転のかわりに代替えで利用したって、それは埋め合わせはつくと思うんです。だから、条件的によいところの農地については、市街地にするとかそういう面の転用は大いに結構です。ただ、使えなくなった宅地とかそういうものは農地にすれば、帳尻は合うという形になるので、大いにこの特区を使って利用できる土地は、農地であれうまい具合に皆さん市街地になるような考えの特区の計画を立てるべきだと私は思います。それはそれでいいです。

ただ、今復興計画の中で示されている市街地の丸、大体何カ所、5カ所くらいあると思うんですけれども、丸で示しているところが。これでは、移転を予定している方々、または土地区画整理とかで行こうとしている予定の方々には余りにも抽象的なんです、丸にパカッと囲まれている。新聞報道で他の市町村を見ると、

四角くなっていびつになったり、ある程度囲いが「この辺だな」とわかるような範囲の図面で示しているの、線で。亶理町の場合は、丸でポコッ、ポコッ、ポコッ、ポコッ。これでは「どこだ」と言われたって、「いや、わかりません。この辺です」というような形になっている。やはり、これらはそういう予定している方々に理解できるような形の、雲の形でもどうなのか、そういうある程度形で示すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その辺については、もっともだと思います。五つの区域に移転する場所について、ザクツとした内容でお示ししているわけでございます。そういう中で、やはり地権者を最初から特定するのは、あくまでも構想計画でございますので、今後はこの復興計画に基づきまして具体的な内容で当たらなければならない。その際には、やはり地権者の同意、そして移転する方々の人数、数、面積の確保の問題、その段階で震災復興会議で示した計画書に基づきましてこれからは具体的に位置づけを決めて、そしてまずもって位置づけをしても地権者、すなわち所有者の同意を得ることが最も大事だと。

と同時に、集団移転する場合あるいは公営住宅を建てる場合については特に、関係者の移転する場所、それについてもやはり例えば吉田であれば吉田浜地区、これは南北になるか。あるいは大畑であれば大畑浜南北と、具体的に地権者の方々と合意形成が必要だと思います。それによって面積、そして移転する場所、それについてもやはり被災された方々の意向を十分踏まえながら絞り込みをし、そして用地買収をするという形をとってまいりたい。

これからは最も、今は復興会議で示した計画がスタートラインにつただけでありまして、これからは実質の計画に基づきまして被災された方々との合意形成が最も大事だと思っておりますので、ぜひ議員の方々におかれましては用地協力、あるいは合意形成についてはご支援、ご協力を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） さっきの新聞を見ると、仙台市は集団移転の場合30年から40年間借地料を免除するんですね。あと、そのほかその額も1,000万円とか5,000万円、市街化区域であれば1,000万円、調整区域であれば500万円とか、あとは土地をかさ上げ

する場合の200万円を限度にして、90%は補助しますよとか、そういう誘導策というかを出しているんですね。

あとは名取市で言うと、閑上地区で来年度から土地区画整理事業をやりますよ、13年度からもう建物を建てますよと。岩沼で言えば、恵み野の里の西側に移転住宅を設定しますと。隣接市町村が、そういう計画をぼんぼんぼんと出してきているんですね。それを住民が見て、「何で亘理町は何も出てこないんだ」と、そういう感覚になっているんです。山元町だって、駅周辺に公共施設を集約してつくと、そういう話も出てきているわけです。まあ、線路の路線についてはいろいろありますけれどもね。そういうふうな計画というか、見えるようなものが出てきているわけです。

亘理町さんは、丸ぼんぼんぼんと書いてあって、「どこに行ったらいいんだ、これは」。それで、誘導策としての助成もない。仙台市は「借地料をただにするよ」と、土地の単価の違いもありますけれどもね。亘理町の場合だったら土地の単価が安いんだから、ただだってそんなに影響ないと思います。実際造成費用とかそういうものは、全部交付金事業で見られるんだから。造成費用とか、1,665万円なんていう天井がなくなったので、青天と同じだと思います。そうした場合、造成費用とかそういうものは全部、区画内の公園から道路から、全部造成費用は国で面倒を見ると。あとは区画だけ動かして、「ここでどうですか」というような発想でその移転者の方々に見せれば、「ああ、こういう状況になるんだ。じゃあ、早く手を挙げよう」、そういう形になると思うんですね。

ちょっと待ってくださいよ。それをやるのには、やっぱり町が合意形成はいいんです。だけれども町がリーダーシップをとって、「この場所です」「こういう形になります」「皆さん、こういう条件です。どうぞ移ってください」、そういうふうにやると割と早いんです。そういうことを町長にやっていただきたいなど、私は思うんです。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私もそのように考えております。その中での復興会議で、復興計画を承認いただいたところでございます。そして、今議会におきまして復興計画の議会の議決をいただいたら、それらのスピード感をもってやりたいと思っております。そういう中で、まずもって先日も復興会議の中で申し上げたんですけれども、災害

公営住宅については早速町の方では手を挙げまして、関係する被災した15市町村のうち、災害公営住宅についての進み方が亶理町が一番早いのかなと思っています。

しかし、仙台市の分と亶理町を一緒に言われると、ちょっと困っている点がございます。それが、各市町村でも首長が会議の際に特に出ております。仙台市は、100万人都市でございます。そして、一般会計の財政規模が4,500億円の規模、亶理町は100億円を切っております、通常は。そういう中で、同じレベルでこの補助制度の問題等々があるわけがございますけれども、これらについても岩沼さんも名取さんも大変困っている様子でございます、隣接町は。

そういう中で、今お話しのとおり町独自の補助制度ということで、例えば住宅を新たに建てる場合については盛土かさ上げの宅地の問題、あるいはピロティー化するなわち高床式、それらについての補助制度について現在担当部局の方で、いろいろと案をつくりなさいということで素案はできております。しかし、裏付けとなる財政的な財源の問題等々も考えながら、やはり復旧・復興は最も大事ですけれども、財政そのものが破綻するようでは困るということで、これらについても十分対応してまいりたいと。そして、今言われましたこの場所の位置の問題、これについてはこれからがスタートでございます。

そういうことから、住民への説明会、そして用地の位置づけ、その場所の問題、それらについても十分、やはり町主導も大事だと思いますけれども、被災された方々の意向を十分踏まえながら、スピード感をもって進めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてもご支援を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今町長さんから、私の言ったとおり同感だと。そして、スピード感をもって新たなところを、丸でなくて姿形を整えたようなことで指定するというような答弁をいただいたんで、私は心強く思いますね。そうした場合の、いざ「だったらどこだ」と。そういう面については、ある程度つばをつけるところが5カ所なようだけれども、そのやり方。どこを一番優先とするのかとか、用地の提供が早いところを先に手をつけるのかとか、必要としているところとか。幾ら必要としていても、地権者が納得しなけりやなかなか進まないという形になってくるので、やっぱり優先度の関係でも用地がすぐ確保できるところからやっていくというのが一

一つ一つ皆さんが納得できるのであって、そういうことをひとつよく考えていただいて、「用地をまず確保できたよ。皆さん、ここはどうだ」って、そういう方法でひとつやっていたらいいと思いますね。そのときは、いろいろご協力とか申し上げますので、どうぞ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 答弁いたします。

やはり用地が決まれば、すぐ用地そのものについて単価の問題なんです。国税庁の方で譲与税の問題でいろいろ発表されておりますけれども、単価の設定、これについて今本部会議の方でも協議しております。と申しますのは、固定資産税の評価額というのは3年に1度評価がえになるわけです。それが、来年にかかるわけです。来年の1月1日の評価額ということで、現在不動産鑑定士の方に評価がえということで亶理町全域をさせております、委託業務で。

そういう中で、やはり従来の亶理とか山間部とか内陸部については、以前の評価額との問題でのある程度の増減はあろうと思いますけれども、今回被災された方々の土地評価そのものについての内容、これら鑑定士の方もいろいろと悩んでいるようでございます。その分野によって評価額が、例えば荒浜地区であれば海岸通りとどこがどの評価額になるかという、これらについてもある一定やはり国から指名してもらった方が一番いいのかなと思っております。やはり、被災した市町村15市町村あるわけですけれども、ばらばらではこれも「亶理町は評価額が高くなった」あるいは「隣の町が高かった」「低かった」ということで、これも来年1月1日課税のための評価額ということで考えております。

しかし、被災された方々の各資産については、全部壊れておりますからゼロでございます。免除でございますけれども、評価額そのものについては一応制度的には3年に1遍ということでございます。そういうことで、いろいろとこれからの集団移転あるいは公営住宅については、決まればすぐスタートするということで、やはり決まったところから段階的、特に災害公営住宅は要するに高齢者の方々のお住まいを大事にして、早く災害公営住宅を率先してやりたいということで、現在荒浜地域についてはいろいろとご相談を申し上げておるところでございますので、用地が決まりましたらすぐ取り組んでまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 1点、2点目に入って、集団移転のことになっているんですけども、集団移転でも今は小規模の移転でどこからも認められるという形に規制緩和になっているわけですけども、転用だってもう規制緩和であらゆるところに土地を求められると、そのようなことが特区法で決められたんで、何せ相手方があれば進められるというふうなことで、相手方との交渉とやっぱりあと計画ですよ。そういうものを速やかにやっていただいて、来年の3月あたりまでに実施計画にいけるような形で、スピードを上げてやっていただくと集団移転も進むのかと思います。

これはやっぱり、議会もそうですけれども、皆さん方もそうだと思いますけれども、やっぱり地権者の方々もあるし、あとは合意形成もあるけれども、ある程度町主導で強引でもいいから引っ張ってやっていただいて、「ここでどうだ」ということも必要だと思います。これ、ひとつお願いします。

次に移ります。まずその方々は、今言ったように自分の力ではなかなか用地を求められないんだから、自分の力で地域の中をまとめるというのも大変なんで、そういうふうなことから行政主導で適当な場所を、それもやっぱり職住分離を余りしていないところ、そういうところに求めていただくと。ただ交通の便、将来の通学・通勤の便も合わせて、そういうところに確保していただくと皆さん納得するというのが早いと思います。

いずれこれらの事業をやったって、今の特区は交付金事業で全部造成費用、さっき町長は買収費用なんて言いましたけれども、買収費用もみんな認められるんだから、だから全部国のお金でやれるということだから、やっぱりやる気なんだから。その辺をしっかりとやっていただきたいなと私は思います。

これは、やっぱり亘理町の定住人口をなくさない方法の一つで、ずるずるやっている「1戸欠けた」「2戸欠けた」「3戸欠けたんだ」なんていって、その地域の形成がなくなっていくんですね。一人二人、3戸でも4戸でも5戸でもいい、10戸でも一回移ってしまえば、そこにみんなアリのように追いかけてくるんですよ、みんな。そういうものをやるということが必要だと思います。

余り時間もないんで、次に移りますけれども。今度、公営住宅についてちょっと質問します。

公営住宅、これは一番先に亘理町としてはやらなきゃならない事業だと思います。だけれども、きょうの新聞を見れば宮城県で1万2,000戸、そのうちの2,000戸は仙

台市で、あとの1万戸は市町村がやると。ただ、5,000戸については県が受託を受けて建設すると。残りの5,000戸は、市町村でいろいろ特異性をもってやりなさいというような新聞の記事が載っていましたが、亘理町の計画はどのような計画でこの公営住宅を整備する考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、集団移転にちょっと触れたいと思うんですけども、集団移転の促進事業そのものについては、国土交通大臣との協議も必要であるということ、これまずもってご理解いただきたい。

そして、公営住宅の問題でございますけれども、公営住宅そのものについてはけさの新聞等にもあるとおり、現在ですと公営住宅の入居そのものについては所得の制限とかいろいろあるわけでございますけれども、現在のところ1カ月当たり2万円以上の入居料でございますけれども、今回の国の方の考え方としてはぜひ安い値段、すなわち1万円相当以下の値段というような考え方の方でございます。それを取り入れながら、やはり進めなければならないと思っております。

そういう中で、先ほどもお話ししたとおり、荒浜の公営住宅については一部用地提供というか、そういう方との話し合いも若干進めております。これについて、果たしその場所が荒浜地区の方々の意向がどのようになるか、これについても行政主導でやっているような今形になっておりますけれども、これについては県に対しまして早速以前から手挙げ方式なものですから、要請しております。

そういう中で、この前の震災復興会議の中でも災害公営住宅については現在協議をし、ほかの市町村よりも早く取り組んでおるということでございますので、これから課長さんがいろいろ地元に行きまして、面談しながら公営住宅に入る方、手挙げ方式、そして早く建設をし、その場合の公営住宅の建設そのものについては一般の今までの公営住宅と違ってやはり高齢者等々、2人世帯等々が入ると思いますので、これについてはエレベーター付きとか、あるいはその中の集会所的な問題、そういうようなバリアフリー化をつくるような方策も考えなければならない。あるいは、将来的にはここに入っていた公営住宅の方が、新たに宅地に建てた場合については、公営住宅が空き部屋になった場合についての再利用ということでの、例えば福祉施設の内容にするような方法も、この本部会議の中で検討をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今進んでいるのは、多分階層住宅で建てるというふうな考えで、お年寄りにも配慮したそういうバリアフリーの住宅を建てるというふうな考え方だと思いますけれども、私の提案したいのは階層建てもいいんですけれども、半分くらいは戸建ての住宅、土地付きの戸建ての住宅ですね。面積は50以下でもいいですから、戸建ての住宅を建てるとこれが将来の定住人口に結びつく、そこから出ていけないということですね、土地を持っているものですから。

今までの亘理町の公営住宅を見てみると、倉庭住宅、あと鳥居前、あと中町東、あと逢隈でいえば早川ですね、あと新町東、あと荒浜はなくなったんですけれども港町も西住宅も、あとは吉田でいえば一本松とか浜吉田とか、そういうところは戸建ての住宅のところには現在も残っているんですよ、建物として。人が住んでいるの。そういうことが何を意味するかというと、階層住宅よりも戸建て住宅の方がそこに集落ができるということ、定住人口に結びつくということなんです。何十年の住宅政策ですよ、袖ヶ沢でも下茨田でも、これは出ていくんです。30年たったら壊す、40年耐用年数になったら壊す、これは公共で壊すようになるし、戸建ての場合自分で、払い下げすれば自分で壊して自分で再建する。そういう形になると、そこに町ができる。集落ができて、住民生活がスムーズに行くということを物語っているんですね、現在の亘理町が。

そういうものを大いに検討してほしいと思うんですね、やるときにちょっとね。そうした場合、今回の特区では5年ないし7年で払い下げするというような特例もあるようなので、早々と払い下げを受けられるわけですよ、それも安い価格で。そういうものをやっぱり大いに推進して、今からの新しいまちづくりにはこういうものを必要とするのではないかと思うんですけれども、町長はどういうお考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今言われたように、災害公営住宅の公設というお話しはそのとおりでございますけれども、戸建てについても今検討をさせていただいています。さらには、公営住宅に入っている方々も入れればいいという問題でなく、用地の確保ができればその周辺に、サイン的というか何ぼかの面積で日中働けるような場所も提供するくらいの用地が確保できれば、そういうサイン的な問題も考えてまいりたいと

思っています。そういう方向で、現在町の本部会議の方で進めておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） ぜひ戸建て住宅、いろいろ何か所か今までの経験があるんですから、これらを踏まえて戸建て住宅の建設を促進していただきたいと思います。

次に、定住型住宅へのスムーズな移行ということで、人口は流出する。多分これは、土地区画整理を想定しての課題として取り上げているのかなと思うんですけども、土地企画整理事業については施行方法が公共施行とか組合施行とか民間による施行とか、やる手法はいろいろあるんですけども、一番手っとり早いのは公共施行なんですよね、皆さんが安心するというのは。地権者だって、自治体に売るのはいい。ただ民間に売るのは、税金とかいろいろあるのでなかなか大変だ。しからば組合施行にすれば、組合をつくってだれを理事長にしてやっていくというのは、なかなか時間のかかることなんです。そうした場合、一番住民に提供できるような定住型の住宅地区画整理は公共施行でやる、その方が早い。

どのような考えでこの区画整理をやろうとしているのか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今言った区画整理の問題については、大体そういう方向で進めております。先ほどの公営住宅、あるいは一戸建ての建設についても、若干先ほど言ったように国土交通省の同意が必要であるというのは、いずれの事業についてもそれらについて今後前向きに検討しておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今町長から、区画整理については公共施行でやるというふうな形で進めるという話を聞いたんで、ひとつ安心したんですね。多分、選定された場所の地権者の方々も、町の方に土地を提供するならば安心して提供できるかなというような考えを持つと思います。そうした場合、やっぱり区画整理をする場所、これもちょっと離れたところにしたってこれは余り意味ないし、人口が集中するような交通の便、そういうものも大いに考えていただいて、成功した例から言えば逢隈の郡地区の土地区画整理事業ですね。あれは田んぼの中をあのくらいやって、160戸も全部張りついたような形になっているけれども、あれだって5年で終わった事業なんで、ああいうやっぱり利便性のあるところに土地区画整理事業を立ち上げると張

りつくのも早いし、保留地処分もいい値段で売れる。まあいい値段で売れなくてもいいけれども、そういうふうにはさばけるといふことで、利便の悪いところに土地区画整理事業をやったって、これはなかなか完了しないんですね。そういう面もよく考えて土地の選定、そういうものをよろしくお願ひしたいと思ひます。こういうことが、やっぱり互理町の新生互理という部分につながると思ひます。

あと17分ですけれども、これで町の方の土地、集団移転、あとは住宅については、大体質問の中身に町長からそれなりの回答をいただいたのでこのくらいにしますけれども、ぜひスピーディーに、多分言っていることは3月までに国と協議、計画を立てて出して、復興特区法でやってくださいというふうな制限、制約があると思ひますので、皆さんの中でもいろいろな創意工夫をして、互理町の将来のまちづくりはこうなるんだと。期間がないですから、その計画を頭出しすれば協議できるということになるんで、皆さん調整会議でも復興本部の中でいろいろ練って、それにはやっぱり地域住民の意見もいろいろ聞きながらやっていただきたいなと思ひます。

じゃあ、次の2問目に移ります。2問目は、長瀬小学校のことについて質問いたします。

私は9月の一般質問でも、一次避難場所としての学校の位置はこれは安全ですか、安心ですかというふうな話で質問しております。そのときの答弁は、多重防御をつくる、そしていろいろな面でかさ上げしたり、いろいろなことをすると現在位置でも安全で現在位置のところに考えています。また、保護者の意向調査、住民等の意見を踏まえて検討することも考えていますというような、多分答弁だったと思ひます。

それで、私の前回の復興会議でも、あとは住民意見交換会でも吉田中学校のこと、それかち長瀬小学校のことを、いや保護者の意見とかよく聞いて「今の場所は安全か」というような話を質問していると思ひます。ただ、今の場所から舟入川をちょっと渡って今の体育館のある場所に今の校地がある、新しい校地だと言ひますけれども、実際あそこの体育館に今回の災害で避難した方、どのような状況で二次避難とかそういうところに行つたと考えておりますか、教育長。町長ですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの質問は、教育委員会の方でございますので、教育長に答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、二次避難に長小の体育館からどういうふうなこと、それは現場状況を見まして避難した方々から、あるいは子どもたちからも伺っています。あそこから線路まで歩いていった。そしてそこからあとはバスで亙理高等学校の方に避難したというふうに聞いておりますし、大変な事実だというふうなことはよく承知しております。

それで、この質問についてこれから答弁させていただきますけれども、1番、2番あるようですけれども、これは関係ありますのであわせてお話し申し上げたいというふうに思います。

学校の再興等については、10月中旬に保護者向けの意向調査を実施しております。それから子ども向け、これは被災した4校ですべてですけれども。小学校は五、六年生、中学生は3年生ですね。これも11月上旬に実施しておりますが、それを見ますと保護者への意向調査では、現在仮設住宅あるいは民間アパートに住んでいる方で53人長瀬小学校の方がいらっしゃいます。その53人のうち、震災前の地域に戻ると答えた方が25人、47.1%です。他の地域に移ると答えた方が12名で、22.6%です。残りの方は、まだ定まっていないというふうなことのようにございます。

8月に開いた町主催の町民の皆さんとの意見交換会で、学校再興案であることを私の方から説明したわけですが、その際説明した現在の長瀬小学校の西校庭の体育館裏に盛土されたところに改築する案について調べたわけですが、この案でよいと答えた方が長瀬小学校の保護者149人のうち83人で、55.7%ということでした。それから別の案が必要だと答えた方が62名で、41.6%。あの地で再開してほしいという方が55%、56%近くになっておる。半数は優に超えているんですね。

それから、11月上旬に子どもたちを対象にした意向調査で、この案でいいと。「この案」というのは、新しい体育館の北側ということですね。子どもは73人いましたけれども、五、六年生ですね。盛土されたところ、この案でいいと答えたのは34人、46.5%。別の案がいいと答えた生徒が39人で53.4%でしたけれども、それから別の案が必要だと答えた子どものうち、現在の学校を修繕して早く再興してほしいと言っているわけです。その子どもたちを含めると、全体で47名の子どもたちは今の場所で早く再興していただきたいと。パーセンテージで言うと、64.3%となっている。さらに……。

8 番（鈴木高行君） 少し短くお願いします。

教育長（岩城敏夫君） 被災を受けた保護者を集めてやったわけですが、各校約10名ずつ集まっていたきまして約40人集まったんですが、保護者の方と意見交換をやったとき、その変更あった、示したら、了承していただきたいということで、特に早く学校を再開してほしいんだというふうなことでした。それを受けて、今現在災害査定を受けるべく作業しておりますので、それに向けて今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

つけ加えますけれども、先週足利市と亘理町の100年来のつながりというか、それで長瀬小学校の校庭に「結の松」というのを植樹したんです。これは、子どもたちが非常に感激したようです。自分の学校に、こういうふうに足利市からいただいたと。向こうの市長さんも来ていただきまして、向こうの子どもたちと交流会をやっておりました。そういうふうなことで、さらにつながったのかなというふうなことで、地域住民もそれに参加しておりますので、そういう面ではご理解いただいているのかなというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 5分もしゃべってもらおうと、困るんだ、こっちは。もっと短くしゃべってもらわないと。もっとしゃべることがあるんですからね。

今の長瀬小学校の在校生、将来の入学児童の割合というのは一応調査していますか。将来入学する子どもたちというのは、どの行政区からどのくらい行くというのは。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 行政区から具体的にどのくらい来るかというのは、今のところ正確なデータはないですけども、今現在吉田地区の行政区から通っている子どもたちを見ますと、仮設に入っている子どももいますが、ただ今現在具体的な数字でいいますと一本松が8名、新丁10名、長瀬浜10名、開墾場4名、野地4名、吉田浜北44名、浜吉田西55名、大体こういうふうな傾向であるようでございますので、今現在218名います。だんだん少子化が進んでいることは事実ですけども、来年度も200名は超えます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 調査していないようですけども、来年からの入学児童というのが

どこの地域から通ってくるかということです。吉田浜はいません。大畑浜もいません。長瀬浜も開墾場もわずかです、来年から入ってくる子どもたちですよ。5年後どうなりますか、こうなったら。長瀬小学校、入ってくる子どもいないんですよ。あっちから来る子どもがいなくなるんですよ、海岸から来る子ども。そうしたら、学校の位置はどこが最善かということが、おのずとわかるんでないですか。どっちから通ってくる子どもを対象にしているんですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それで浜の方は集団移転とか、そうなれば確かにいなくなるわけですが、現に長瀬浜とか開墾場とか、あるいは一本松、新丁ですね、現に住んでいる子どもたちがいるわけでごさいます、万が一のときやはり駅前の方にもし持っていったとしたならば、その近くの今長瀬小学校周辺の地域住民を5分以内に避難させるということが、国からの指導もあるわけですが、そういうふうなことを考えれば、あの辺が適当ではないかなと。子どもの意見もあるし、地域住民あるいは保護者も今のところいいというふうに言っているわけですので。教育委員会としてはそういうふうを考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 復興計画の図を見れば、将来の人口構成からいって、まちづくりからいって、あちらには町がないということ。吉田東部地区のまちづくりを考えた場合、行政として文教施設のあるべきところはどこなのかと。将来の町を考えた場合、あちらに学校を置いたってまちづくりになりませんよ。

私が言いたいのは、吉田中学校の常磐道の西側、安全なところですよ、常磐道はこれは防波堤になりますから。そこのちょっと前あたり、あの辺に行ったら、吉田東部の浜吉田地区だって第1次避難所で二次避難する必要はないし、吉田小学校まで行く必要もないし、かさ上げすれば。あそこで長期間避難所生活ができるんですよ。コミュニティーもとれるんです。集落がポソポソあったって、我々こっちから行っているこの地域の方々は長瀬小学校に避難しないよ、線路超えて避難しないよ、将来あそこの学校にやらないよ、そういうことが聞こえてくるんです。それをあそこに誘導するということは、まちづくりとしてはこれはいかがなものかと思うんでね。将来の東部地区を考えた場合、やっぱり文教施設として中学校と並べるとか、中学校の前に持ってくるとか、安全面を考えれば常磐道の西側に持ってくる

とか、いざ万が一今回のような津波が来た場合、我々が逃げられるようなところに避難所を置くとか、そこはモデルのような学校としてなるべく長期間避難できる場所にするとか、そういう将来計画は文教施設に私は必要だと思うんです。

あそこの今の場所は、社会教育施設で幾らでも使えますよ。そういう発想を、吉田地区の方々の意見を聞いて、実施計画なり何なり立てるまでにもって行ってくださいね。もう一回答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校を全面移築というふうになると、先ほども町長の方からお話しあったんですが、学校用地の取得が問題になりますね、当然。体育館もプールも新しくする。今現在も体育館は使えますし、プールも一部修理すればすぐ使えるわけです。そういうふうなことを考えると、かなりの時間がかかる、しかも単費予算になる可能性が出てくるというふうになれば、親・子どもたちの早急に再興してもらいたいという声を聞くと、やっぱり現在の考えでいかざるを得ないのかなと、そういうことを考えています。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、単費とかそういう話をしているようですけれども、今の時期でなきゃやれないんですよ、移設というのは。復興特区を使わなければ、金は青天でくるんだから。そういう時期を逃したら、こういう計画はなりません。親がどうだ、ああだでなく、亘理町・吉田東部地区のまちづくりを考えた場合、あそこの学校でいいのか。校庭を新しく求めなきゃない、こんなのは全部造成費が来ますよ、取得費も。そういう相対的な考え方を持ってもらわないと困るんですよ。そして地域住民の意見も聞く。

今のところが早くできるから、いいじゃないか。今のだったら、仮設校舎をつくったって間に合うんですよ、三年、四年は。対応するのは。そういう考えを持ってもらわなきゃ、仮設だって三、四年はもちます、校舎なんていうのは。何ぼでも仮設住宅を使っているんだから、学校だって県だって。やっぱり移転して、安全なところにつくるという基本的な考えを持って、吉田東部地区の町をつくる、そういう発想を皆さん持ってもらわないと、将来にわたって。いずれ議会にもかかりますからこれ。復興基本計画だって。修正だってあるんですから。頭の固い形でやってもらっては困ります。答弁お願いします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この前の復興計画案、土地ゾーニングに示されたわけですから、この前の第6回目の復興会議で承認していただいたというふうな形なものですから、これに従って進めていきますけれども、地域の住民の方々のご意見、あるいは児童生徒の声なども聞きながら最終的には決めたいと思いますけれども。今のところここで進めていきたいというふうに思います。以上です。

8 番（鈴木高行君） 終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

お諮りします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前9時から継続することに決定いたしました。

追加議案の説明に入るわけですが、休憩を入れずに町長から自席で追加議案の説明をしてもらってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### 日程第3 追加議案の説明

議 長（安細隆之君） 日程第3、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） 皆様のお手元に、町長提案理由、追加議案という資料が配られておると思っています。これに基づきまして、提出議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議いただきますのは、議案4件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第74号 亘理町震災復興計画につきましては、今回の東日本大震災からの復旧・復興に取り組み、一刻も早い被災者の生活再建を図るとともに、新たな町の再生と発展を目指し、町民が安全で暮らし、働くことのできるまちづくりを行うため

に、「亙理町震災復興計画」を策定するもので、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第75号 工事請負契約の締結について（平成23年度23都災2953号荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事）及び、議案第76号 工事請負契約の締結について（平成23年度23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事）につきましては、去る12月2日に入札を執行したそれぞれの工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

荒浜雨水ポンプ場につきましては、東日本大震災により被災し現在使用できない状況であります。施設の早期復旧を図るため機械設備及び電気設備に係る災害復旧工事を施工するものであります。

最後になりますが、議案第77号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第6号）につきましては、議案第63号から議案第68号の公の施設における指定管理者の指定についてに関連する債務負担行為の補正であり、それぞれの委託業務に係る平成24年度から平成26年度までの債務負担の限度額を設定するものであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。追加議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

#### 日程第4 議案第74号 亙理町震災復興計画について

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第74号 亙理町震災復興計画についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） それでは、議案第74号 亙理町震災復興計画につきましてご説明申し上げます。

本日お手元の方にお配りしております別紙「亙理町震災復興計画を策定するため、東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。慎重審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、大震災復興支援特別委員会にこれを付託して審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、本案については、大震災復興支援特別委員会にこれを付託して審査することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。ただいま大震災復興支援特別委員会に付託しました議案第74号については、会議規則第43条の規定により12月13日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号については12月13日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

この際お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時55分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 鈴 木 高 行